

しょう ふうし 障がい福祉のしおり



な は し
那 覇 市

れい わ ねん が つ しょう ふうし か は っ こ う
(令和7年4月 障がい福祉課発行)

目次

この「**障がい福祉のしおり**」は、障がいのある方やそのご家族が利用できる「**福祉の制度**」や「**サービス**」について紹介したものです。記載内容は**最小限**にとどめてありますので、各**制度・事業**の詳細については、それぞれの窓口へお問い合わせください。また、このしおりは、令和7年4月で編集しています。記載内容について変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. マイナンバーについて 1ページ

2. 障害者手帳と自立支援医療について

- (1) 身体障害者手帳 3ページ
- (2) 療育手帳 4ページ
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 5ページ
- (4) 自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療) 8ページ
- (5) 自立支援医療受給者証(精神通院) 10ページ

3. 障害福祉サービス等について

- (1) 障害福祉サービス 14ページ
- (2) 児童通所支援 18ページ
- (3) 地域生活支援事業 21ページ

4. 補装具費・日常生活用具等の給付について

- (1) 補装具費の給付 22ページ
- (2) 日常生活用具の給付 24ページ
- (3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 26ページ
- (4) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成 27ページ

5. 医療費等の助成について

- (1) 那覇市重度心身障がい者医療費等助成制度 28ページ
- (2) 特定医療費(指定難病医療費)助成制度 32ページ
- (3) 小児慢性特定疾病医療費助成制度 32ページ
- (4) 特定疾病療養受療証 32ページ
- (5) 後期高齢者医療保険の早期加入 33ページ
- (6) 母子及び父子家庭等医療費助成 33ページ
- (7) こども医療費助成 33ページ
- (8) 障害児(者)歯科診療 34ページ

6. 年金・手当等について

- (1) 障害基礎年金 35ページ
- (2) 特別障害者手当・障害児福祉手当 36ページ
- (3) 特別児童扶養手当・児童扶養手当 37ページ
- (4) 沖縄県心身障害者扶養共済制度 37ページ

(5) 生活福祉資金貸付制度	38ページ
(6) 交通事故被害者援護制度(介護料金等の支払)について	38ページ

7. 日常生活における支援について

(1) 地域活動支援センター	39ページ
(2) 緊急通報システム・身体障がい者福祉電話	40ページ
(3) 運転免許取得費助成・自動車改造費助成	40ページ
(4) 手話通訳者の設置・派遣、要約筆記者等の派遣等	41ページ
(5) 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度等	42ページ
(6) 沖縄県ヘルプマークの配布	43ページ
(7) うまんちゅ号(リフト付バス運行事業)	43ページ
(8) 避難行動要支援者の登録	44 ページ
(9) その他(那覇市立図書館の障がい者サービスなど)	44 ページ

8. 相談・問い合わせ

(1) 生活の相談	46ページ
(2) 当事者(ピア)による相談	47ページ
(3) 権利擁護に関する相談	47ページ
(4) こころの健康に関する相談	48ページ
(5) 発達障がい児(者)に関する相談	48ページ
(6) 障がい児の療育・保育・教育	49ページ
(7) 就職・就労に関する相談	50ページ
(8) 就労や生活上の困りごと・経済面に関する相談	51ページ
(9) 住まいの相談	52ページ
(10) 沖縄県の実施する相談事業	52ページ

9. 割引・優遇制度について

(1) 税関係の減免等	54ページ
(2) NHK放送受信料の免除	56ページ
(3) 高速道路通行料金の割引	57ページ
(4) 公共交通機関の料金割引	58ページ
(5) その他(施設・那覇市役所庁舎駐車場、携帯電話、優遇制度など)	59ページ

10. イベント・マーク

(1) イベント(那覇市障がい者運動会・那覇市障がい者美術展など)	63ページ
(2) 障がい者に関するマーク	66ページ

11. 福祉関係機関・団体連絡先

69ページ



1. マイナンバーについて

マイナンバーとは

日本国内の全住民に通知されている、一人ひとり異なる 12桁の番号を「マイナンバー」といいます。
個人が特定されないように、住所地や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられます。

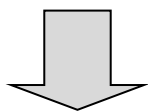
手続きの際はマイナンバーを忘れずにお持ちください

障がい福祉課での手続きには原則「番号確認」と「身元確認」が必要になります。
必要な手続きのページをご確認ください。

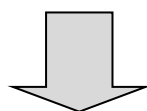
個人番号カードを
持っている場合

個人番号カードを持っていない場合

番号確認と身元確認が、通知カード又は個人番号が記載された住民票等に加えて、下記①のカード
1枚で可能です。いずれか 1点の書類が必要です。



個人番号カード



※通知カード



※「通知カード」は、令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。



①いずれか 1点の提示で身元確認できるもの

1	運転免許証	7	在留カード
2	身体障害者手帳	8	特別永住者証明書
3	精神障害者保健福祉手帳	9	運転経歴証明書
4	療育手帳	10	官公署が発行した免許証、許可証または身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され、かつ、写真が表示されたもので市長が適当と認めるもの
5	住民基本台帳カード(写真付き)		
6	旅券(パスポート)		

通知カードと 1～10 のうち 1点をお持ち下さい

1～10 をお持ちでない場合は次のページへ

通知カードに加えて下記②のうち 2点の書類が必要です

通知カード

②下記のうち 2点の提示で身元確認できるもの

11	国民健康保険、健康保険、船員保険 後期高齢者医療の被保険者証、資格確認書等	19	国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書
12	生活保護証明書	20	共済年金または恩給の証書
13	自立支援医療受給者証	21	私立学校教職員共済制度の加入者証
14	介護保険の被保険証	22	健康保険日雇特例被保険者手帳
15	児童扶養手当証書	23	学生証であって、写真が表示されたもの
16	特別児童扶養手当証書	24	国民年金手帳
17	法人(国及び地方公共団体の機関を除く)が発行した身分証明書であって写真が表示されたもの	25	官公署が発行した書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもので市長が適当と認めるもの
18	国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証	26	前各項に掲げる書類に類するものであって、市長が適当と認めるもの

通知カードと 11～26 のうち 2点をお持ち下さい

代理人が本人に代わって窓口で申請等をする場合

次の③、④、⑤の書類をあわせてお持ちください

③
本人の
番号確認

本人の
個人番号カード
(コピー可)

または

本人の
通知カード
(コピー可)

または

個人番号が記載された
本人の住民票の写し等
(コピー可)

○代理人がお持ちになる場合はコピーでも確認可能です

④
代理権の
確認

委任状

または

戸籍謄本、その他その資格を証明する書類

または

その他代理権を証明するものとして認められたもの

任意代理人
(家族、施設職員等)

法定代理人
(成年後見人等)

⑤
代理人の
身元確認

左記①のうち代理人自身のものを 1点

または

上記②のうち代理人自身のものを 2点

2. 障害者手帳と自立支援医療について

(1) 身体障害者手帳

内容

この手帳は、「身体障がい者であることを証明」するものです。身体に障がいのある方がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの種類(視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能)や、程度により、1級(重度)～6級(軽度)までの手帳が交付されます。

手続きに必要なもの ※郵送申請をする場合は、ホームページを参照するかお問い合わせください。

手続き	必要なもの
【新規申請】 ・初めての交付	○身体障害者診断書・意見書(指定の様式) ○顔写真1枚(縦4cm×横3cmで撮影1年以内) ※7ページ ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ○本人の身分証明書(運転免許証など)
【再交付申請】 ・障がいの程度変更 ・他の障がい追加変更 ・再認定 ※再認定を受けないままだと、各種サービスが受けられない場合があります。	○身体障害者診断書・意見書(指定の様式) ○顔写真1枚(縦4cm×横3cmで撮影1年以内) ※7ページ ○現在所持している身体障害者手帳 ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ○本人の身分証明書(運転免許証など)
【再発行申請】 ・紛失、汚損、破損など	○顔写真1枚(縦4cm×横3cmで撮影1年以内) ※7ページ ○現在所持している身体障害者手帳(紛失の場合は不要) ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ○本人の身分証明書(運転免許証など)
【記載事項変更申請】 ・住所や氏名の変更 (市外転出の場合は転出先が窓口) ※市外の特定の施設に入所する場合、 那覇市が申請窓口になることがあります。 必要書類についてはお問い合わせください。	○現在所持している身体障害者手帳 ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ○本人の身分証明書(運転免許証など)
【返還申請】 ・死亡したとき ・障がいに該当しなくなったとき ・本人が返還を希望	○所持していた身体障害者手帳(紛失の場合は不要) ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ○本人の身分証明書(運転免許証など)

※手帳交付は、申請後 約2カ月後となります(診断書記載内容によっては2か月以上かかる場合もあります)。

(身体障害者診断書・意見書に関するご注意)

- ・指定の様式でない場合、受付できません(様式はホームページか、障がい福祉課窓口でお受け取りください)。
- ・指定医師が作成したものでない場合、受付できません(沖縄県や那覇市などの地方自治体から身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師が作成したものが必要となります)。
- ・有効期限は作成日から3カ月以内となっております。病院から受け取ったら、早めにお手続きください。

(代理申請に関するご注意 ※2ページ)

- ・代理申請の場合は、本人からの委任状または代理人の身分証明書(運転免許証など)が必要となります。
- ・成年後見人による申請の場合は、登記事項証明書が必要となります。

お問い合わせ先

障がい福祉課 給付1グループ(862-3275)

(2) 療育手帳



内容

この手帳は、「知的障がい者であることを証明」するものです。知的障がいのある方がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により、A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)・B2(軽度)の手帳が交付されます。



手続きに必要なもの

※郵送申請を希望される場合は、ホームページを参照するかお問い合わせください。

手続き	必要なもの
【新規申請】 ・初めての交付	○生育歴(指定の様式) ○母子(親子)手帳(窓口で手続きする場合のみ) ○顔写真1枚(縦4cm×横3cmで撮影1年以内) ※7ページ ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ○保護者かつ本人の身分証明書(運転免許証など) ※保護者設定が必要のため、どなたを保護者にするかご確認の上、来課してください。(氏名、住所、連絡先もご確認ください。)
【再発行申請】 ・紛失、汚損、破損など	○顔写真1枚(縦4cm×横3cmで撮影1年以内) ※7ページ ○現在所持している療育手帳(紛失の場合は不要) ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ○保護者かつ本人の身分証明書(運転免許証など)
【記載事項変更申請】 ・住所や氏名の変更 (市外転出の場合は転出先が窓口 ※) ※ 市外の特定の施設に入所する場合は、那覇市が申請窓口になることがあります。必要書類についてはお問い合わせください。	○現在所持している療育手帳 ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ○保護者かつ本人の身分証明書(運転免許証など)
【返還申請】 ・死亡したとき ・障がいに該当しなくなったとき ・本人が返還を希望	○所持していた療育手帳(紛失の場合は不要) ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ○保護者かつ本人の身分証明書(運転免許証など)

※手帳交付は、申請後、沖縄県の審査を経て、約2～3カ月後となります。

※「生育歴」の様式はホームページか、障がい福祉課窓口で直接お受け取りください。

※再判定の際は、以下に連絡し、面談を受けてください。

再判定を受けないままだと、各種サービスが受けられない場合があります。

18歳以上 ⇒ 沖縄県知的障害者更生相談所 886-2115
18歳未満 ⇒ 沖縄県中央児童相談所 886-2900

(代理申請に関するご注意 ※2ページ)

- ・代理申請の場合、本人からの委任状または代理人の身分証明書(運転免許証など)が必要となります。
- ・成年後見人による申請の場合は、登記事項証明書が必要となります。



お問い合わせ先

障がい福祉課 給付1グループ(862-3275)

(3) 精神障害者保健福祉手帳



内容

この手帳は、「一定の精神障がいの状態にあることを証明」するものです。精神障がいのある方がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により、1級・2級・3級の手帳が交付されます。

手帳の有効期限は申請した日から2年間です。更新手続きは有効期限の3か月前からできます。

(例:4月末で有効期限が切れる方は2月1日からお手続きができます。)

※郵送申請する場合は、ホームページを参照するかお問い合わせください。

※マイナンバー・身元確認・代理申請の書類は1、2ページを参照ください。

手続きに必要なもの

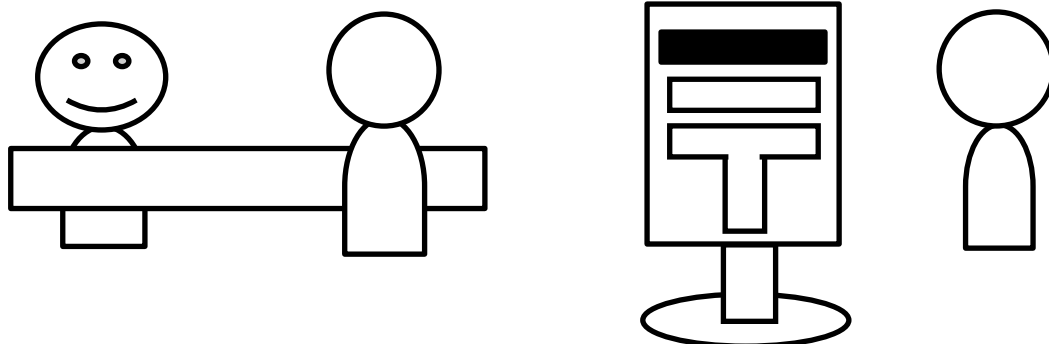
手続き	必要なもの
【新規申請】 ・初めての交付 ※申請から交付まで 2～3か月要します。	① 障害年金証書 で申請 ○障害年金証書(精神障がいを理由に受給)、特別障害者給付資格証書の写し ○顔写真1枚(縦4cm×横3cmで撮影1年以内) ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ② 診断書で申請 ○診断書(様式は障がい福祉課と病院) ※作成日より3か月以内のもの ○顔写真1枚(縦4cm×横3cmで撮影1年以内) ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ③ 県外から転入 ※有効期限がある場合、以前の手帳の有効期限を引き継ぐことができます。 ※期限が切れている場合は、①または②での新規申請になる。 ○顔写真1枚(縦4cm×横3cmで撮影1年以内) ○現在所持している手帳 ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー)
【再交付(更新)申請】 ・更新のとき ・障がいの程度変更 ※有効期限の記入方法についてはP6を参照。	①障害年金証書等で申請する場合(新規申請と同様) ○現在所有している障害者手帳 ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ②診断書で申請する場合(新規申請と同様) ○現在所有している障害者手帳 ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ※現在所有している障害者手帳の更新欄の枠がないなどで作り替えを希望する場合は、顔写真提出
【再発行申請】 ・紛失、破損	○顔写真1枚(縦4cm×横3cmで撮影1年以内) ○現在所持している手帳(紛失の場合は不要)
【住所・氏名変更届】 ・住所や氏名の変更 (市外転出の場合は転出先が窓口)	○現在所持している手帳
【返還届】 ・死亡したとき ・障がいに該当しなくなったとき ・本人が返還を希望	○所持していた手帳

【 再交付(更新)申請 】

現在所有している精神障害者保健福祉手帳の更新欄に新しい有効期限を書き入れるまでの流れは以下のとおりです。

① 申請(窓口または郵送でお手続き)

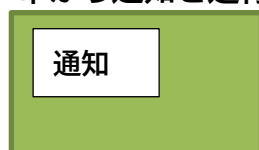
※申請時に新たな期限の記入はできません



② 審査(2～3 か月かかります。審査の結果、不承認になる場合もあります。)

③ 期限記入(窓口または郵送で期限記入できます)

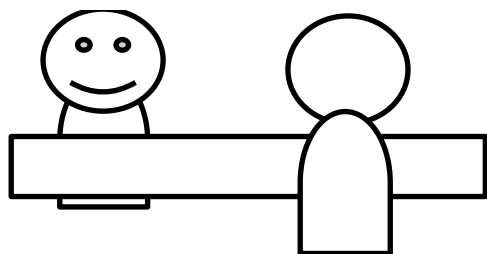
市から通知を送付します。



・通知書
・返信用封筒が入っています

【窓口の場合】

手帳(コピー不可)・通知書
をお持ちの上、
障がい福祉課にお越しください。

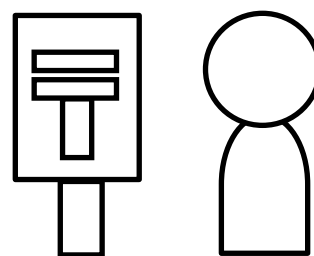


【郵送の場合】

・手帳(コピー不可)
・氏名、生年月日を記入した通知書
を返信用封筒に入れて投函。

※1～2週間かかります。

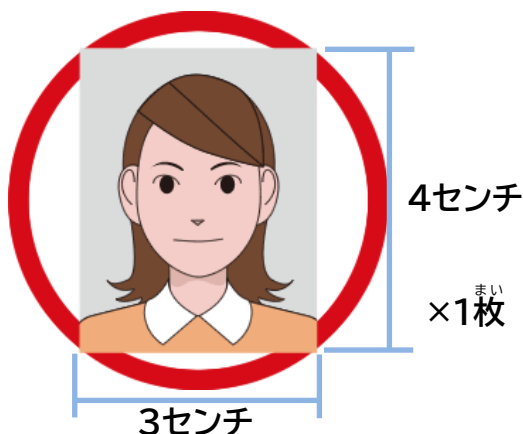
その間 手帳は利用できません。



しょうがいしゃてちょう しんせい ひつよう しゃしん
障害者手帳の申請に必要な写真について

かお しゃしん おお たて よこ さつえい ねん い ない まい よう い
顔写真の大きさは縦4センチ×横3センチで撮影1年以内のものを1枚ご用意ください。
ふせんめい めがね はんしゃ ぼうし ちゃくよう め と しゃしん
不鮮明、眼鏡の反射、サングラスやマスク、帽子を着用しているもの、目を閉じている写真
については不可。

しゃしん うつ かた いんざつ しょう しゃしん だいし しゃしん せんよう ようし しょう
デジタルカメラで写真を写される方は、印刷に使用する写真台紙は写真専用の用紙を使用
してください。



ふてきせつ しゃしん れい
不適切な写真例



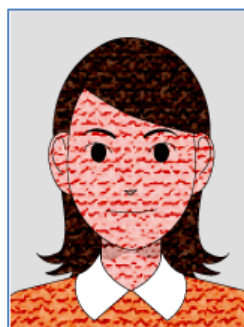
かお とうぶぜんたい
顔や頭部全体が
ふめい
不明



かお かげ
顔に影がある



ピンボケや手ぶれに
より不鮮明



ノイズ(画像の乱れ)
がある



変形やマスキングな
どの画像処理を施
している



ぼうし とうぶ
帽子によって頭部
かく
が隠れている。



サングラスをかけ
人物を特定できな
い



照明が眼鏡に反射
している



顔の器官が隠れる
装飾品等がある



前髪が長すぎて
目元が見えない、顔
の輪郭が隠れる

ちほうこうきょうだんたいじょうほう きこう てんさい
イラストは地方公共団体情報システム機構より転載

(4) 自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療)

《更生医療》

内容

更生医療とは、障がい除去・軽減するために必要な治療・手術等(ペースメーカー植込み術、人工透析療法、腎移植術、人工関節置換術、抗免疫療法など)についての医療費の自己負担額を一部助成します。職業能力の増進及び日常生活を容易にすることを目的としています。更生医療の支給の対象となる内容は下記のとおりです。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 4 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の訪問看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の訪問看護
- 6 移送(医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る)

対象者

- ・身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者手帳を所持している18歳以上の方。
- ・障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方。

※本人又は世帯員いずれかが一定所得以上(市町村民税所得割額23万5千円以上)の場合は受けられない場合があります。

※郵送申請する場合は、ホームページを参照するかお問い合わせください。

※マイナンバー・身元確認・代理申請の書類は1、2ページを参照ください。

手続きに必要なもの

てつづ 手続き	ひつよう 必要なもの
【新規申請】 ・初めての交付	① 更生医療意見書 指定医療機関の指定医師が記入したもの ※作成日より3か月以内のもの
	② 身体障害者手帳
	③ 健康保険証(資格確認書等) または保護証明書 ※那覇市で生活保護を受給している方は不要 社会保険・共済等の健康保険の方 ⇒ 本人の分 他市国民健康保険の方 ⇒ 18歳以上の加入者全員分 他市後期高齢医療制度の方 ⇒ 同一世帯の加入者全員分
	④ 特定疾病療養受療証 人工透析療法を受けている方のみ
	⑤ 個人番号カード (マイナンバーカード)
	⑥ 障害年金、遺族年金、 特別障害者手当、特別児童 扶養手当等を受給の方 市町村民税の非課税世帯で、受給している場合は 受給額が分かる書類が必要 例)年金・手当の通知書(ハガキなど)、通帳

てつづ 手続き	ひつよう 必要なもの
こうしん 【 更新 】 こうしん ・更新のとき	しんきしんせい ひつよう がいとう ○新規申請に必要なもの(①から⑥のうち該当するもの) げんざいしよじ じゅきゅうしゃしやう ○現在所持している受給者証
さいはっこうしんせい 【 再発行申請 】 ふんしつ はそん おそん ・紛失、破損、汚損など	げんざいしよじ じゅきゅうしゃしやう ふんしつ ばあい ふよう ○現在所持している受給者証(紛失の場合は不要)
いりようきかん へんこうとどけ 【 医療機関の変更届 】 して いりようきかん へんこう ・指定している医療機関に変更があるとき	こうせいりりよういけんしよ ○更生医療意見書 げんざいしよじ じゅきゅうしゃしやう ○現在所持している受給者証
ほけん へんこうとどけ 【 保険の変更届 】 かにゆう けんこうほけん へんこう ・加入する健康保険の変更	げんざいしよじ じゅきゅうしゃしやう ○現在所持している受給者証 しんきしんせい ひつよう がいとう ○新規申請に必要なもの(③～⑥のうち該当するもの)
じゅうしよ しめいへんこうとどけ 【 住所・氏名変更届 】 じゅうしよ しめい へんこう ・住所や氏名の変更 (市外転出の場合は転出先が窓口※) ※ 市外の特定の施設に入所する場合は、 那覇市が申請窓口になることがあります。 必要書類等はお問い合わせください。	げんざいしよじ じゅきゅうしゃしやう ○現在所持している受給者証
へんかんとうどけ 【 返還届 】 ほんにん しぼう ・本人が死亡したとき ほんにん へんかん きぼう ・本人が返還を希望	しよじ じゅきゅうしゃしやう ○所持していた受給者証

※各手続きに必要な申請書と同意書は障がい福祉課と那覇市ホームページにあります。

※市町村民税の課税情報が確認できない場合は、該当年度の1月1日に居住していた市町村にて収入申告をお願いする場合がございます。

※受給者証に記載された病院・薬局・訪問看護、有効期間、医療の具体的な方針のみ適用となります。

交付された受給者証は病院・薬局・訪問看護を利用する際に、健康保険証と一緒に提出してください。

※有効期間内に記載事項(住所・氏名)や健康保険証の変更などがある場合は、必ず届出をしてください。

※「重度かつ継続」該当の方は、年に1回、更新手続きが必要です。有効期間が切れる約2 か月前から受付します。

 お問い合わせ先

障がい福祉課 給付1グループ(862-3275)

《育成医療》

 内容

育成医療とは、身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる方が、指定医療機関において医療を受ける場合に必要ないりよう 給付 医療の給付を保険適用の範囲内で 行う制度です(身体障害者手帳の所持は問いません)。医療費は、世帯の所得額等に応じて、一部自己負担となりますが、所得区分が一定以上(市民税の所得割額235,000円以上)の場合、公費負担の対象外となることがあります。詳細はお問い合わせください。

※事前申請が原則です。必ずお子様の治療を行う前に申請を行ってください。

 お問い合わせ先

那覇市保健所 地域保健課 医療費助成グループ(853-7962)

(5) 自立支援医療受給者証(精神通院)

内容

「自立支援医療」とは、指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が自己負担となりますが、所得や収入に応じて自己負担限度額が設定されます。沖縄県では精神通院医療費特別公費負担制度の適用により、自己負担分はありません。ただし、訪問看護事業所の訪問看護については、特別公費負担制度の対象とならないため、限度額までの自己負担があります。

なお、受給者証に記載された医療機関でのみ適用可能です。

対象者

精神保健福祉法第5条に定める精神疾患を有する者(障害手帳所持は問いません)

- ・統合失調症・うつ病などの気分障害・てんかん・ストレス・アルコール関係障がい
 - ・発達障がい・認知症等の脳機能障がい等 ※精神疾患が改善後の維持と再発防止のための通院も含む
- 受給者証の有効期間は1年間で、有効期限の3か月前から再認定の手続きができます。

※郵送申請する場合は、ホームページを参照するかお問い合わせください。

※マイナンバー・身元確認・代理申請の書類は1、2ページを参照ください。

手続きに必要なもの

手続き	必要なもの
【新規申請】 ・初めての交付	① 個人番号カードか通知カード (マイナンバー)
	② 診断書 様式は障がい福祉課と病院にあります ※作成日より3か月以内のもの
	③ 健康保険証(資格確認書等)または保護証明書 ※那覇市の国保・生活保護を受給している方は不要 社会保険・共済等の健康保険の方 ⇒ 本人の分 (18歳未満の場合は保護者の保険証も必要) 他市国民健康保険の方 ⇒ 18歳以上の加入者全員分 他市後期高齢医療制度の方 ⇒ 同一世帯の加入者全員分
	④ 所得課税証明書または、個人番号(マイナンバー) ※所得を確認する課税年度の1月1日に那覇市に住民票のなかった方のみ必要 対象者 (1)社会保険・共済等の健康保険 ⇒ 本人及び被保険者 (2)国民健康保険及び後期高齢医療制度 ⇒ 本人及び本人と同じ医療保険に加入している方全員
	⑤ 非課税世帯で障害年金・遺族年金 特別児童扶養手当等を受給の方 受給額が分かる書類 例)年金・手当の通知書(ハガキなど)、通帳など

【 新規申請 】 ・初めての交付	おきなわけんがい てんにゆう 【沖縄県外から転入】 ⑥ ※期限が切れている場合は、新規申請となります。	※沖縄県外で受給者証を持っていた方で有効期限が4か月以上残っている場合、以前の受給者証の有効期限を引き継ぐことができます。 ○上記①～⑤のうち該当するもの(②診断書以外) ○現在所持している受給者証 ※次回の更新時には診断書が必要となります
----------------------------	--	---

手続き	必要なもの
【 再認定 】 ・再認定の申請	○新規申請に必要なもの(①～⑤のうち該当するもの) ○現在所持している受給者証 ※診断書の提出は隔年です。
【 医療機関の変更届 】 ・指定している医療機関の変更	○現在所持している受給者証 ※医療機関等の変更は県の承認が降りるまで2～3週間ほど期間を要するため、余裕をもって早めに変更手続きを行ってください。 ※変更承認前の利用は自己負担が発生しますのでご注意ください。
【 保険の変更届 】 ・加入する健康保険の変更	○現在所持している受給者証 ○新規申請に必要なもの(①～⑤のうち該当するもの、②診断書以外)
【 住所・氏名変更届 】 ・住所や氏名の変更	○現在所持している受給者証 ※市外への転出の場合は、転出先の市町村が申請窓口となります
【 再発行申請 】 ・紛失、破損、汚損など	○現在所持している受給者証(紛失の場合は不要)
【 返還届 】 ・死亡したとき ・本人が返還を希望	○所持していた受給者証

【その他 留意事項】

- ※自立支援受給者証については、申請してから発効までに約2～3か月かかります。
受給者証が交付されるまでの期間は、申請書の控えを医療機関にご提示ください。
- ※沖縄県の承認後、受給者証を医療機関へ郵送します。受給者証は医療機関からお受け取りください。なお、医療機関等(病院・薬局・訪問看護・デイケアなど)へ行くときは必ず受給者証を持参し、提示してください。
- ※市町村民税の課税情報が確認できない場合は、該当年度の1月1日に居住していた市町村にて収入申告をお願いする場合がございます。

檢索、

《 × 毛 》

3. 障害福祉サービス等について



障害福祉サービスは、障がいのある方々一人ひとりの障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住の状況等)を踏まえて支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

また、障がいのある児童を対象としたサービスで、「障害児通所支援」があります。

(1) 障害福祉サービス

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に分けられ、それぞれ利用の際の申請手続きが異なります。

*介護給付の利用には、障がいの特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す『障害支援区分』の認定を受ける必要があります。『障害支援区分』は、認定申請後に、居住している場所(自宅や施設等)への訪問調査を行い、その後に関行される審査会の審査及び判定に基づき決定されます。なお、『障害支援区分』の認定には、3か月程かかり、区分によって利用できるサービスが変わります。

サービスの種類について

介護給付

サービスの種類	内容
家事援助	自宅で調理・洗濯・掃除支援を行います。
身体介護	入浴や排せつ等の介助を行います。
通院介助	通院時に移動介助を行います。(原則、院内介助は含まれません)
通院等乗降介助	*交通費は別途かかり、介護給付には含まれません。
②重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な方に対し、居宅において入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動介助をします。
③同行援護	重度の視覚障がいにより、移動が困難な方に対し、外出時に同行し移動に必要な情報提供や援助を行います。
④行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に対して、行動するときに必要な介助や補助を行います。
⑤短期入所(ショートステイ)	居宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間施設で入浴や排せつ、食事等の介護を受けることができます。
⑥生活介護	常に介護が必要な方に対して、施設で入浴や排せつ、食事等の介護や創作的活動等の提供を行います。
⑦施設入所支援	施設に入所する方に対して、入浴や排せつ、食事等の介護を行います。
⑧療養介護	医療が必要な方で常に介護が必要な方に対して、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
⑨重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、福祉サービスを包括的に提供します。 ※沖縄県内に事業所はありません。

くんれんとうきゅうふ きょじゅうし えんけい
訓練等給付(居住支援系)

サービスの種類		内容
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	がいぶいたくがた 外部委託型	ちい き きょうどうせいかつ いとな かた たい じゅうきょ そうだん にちじょうせいかつ 地域で共同生活を営む方に対して、住居における相談や日常生活 の援助を行います。
	ほうかつがた 包括型	ちい き きょうどうせいかつ いとな かた たい じゅうきょ そうだん にちじょうせいかつ 地域で共同生活を営む方に対して、住居における相談や日常生活 の援助に加え、入浴や排せつ等の介護を行います。
	にっちゅう 日中サービス しえんがた 支援型	じゅうどか こうれいか にっちゅうかつどう りよう 重度化・高齢化のため、日中活動サービスを利用することができない 方に対して、住居における相談や日常生活の援助を行います。
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設やグループホーム、精神病院等から地域での一人暮らしに移行した方 で、理解力や生活力に不安がある場合、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な 支援を行います。標準利用期間は1年です。	

くんれんとうきゅうふ くんれんけい
訓練等給付(訓練系)

サービスの種類	内容	標準利用期間
じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)	にちじょうせいかつ いとな ひつよう くんれん せいかつとう 日常生活を営むために必要な訓練、生活等に 関する相談及び助言等を行います。	ねんかん ちょうきにゅういん また 2年間(長期入院していた又はこ れに類する事由のある方にあつ ては、3年間)
じりつくんれん き の うくんれん 自立訓練(機能訓練)	しょう しゃしせつとう りがくりょうぼう さぎょう 障がい者施設等において、理学療法、作業 療法その他のリハビリテーション、生活等に関す る相談及び助言等を行います。	ねん げつかん けいずいそんしょう 1年6か月間(頸髄損傷による 四肢の麻痺その他これに類する 状態にある場合は、3年間)
しゅくはくがたじりつくんれん 宿泊型自立訓練	きょしつ た せつび りよう か じ 居室その他の設備を利用させるとともに、家事 等の日常生活能力を向上させるための支援、 生活等に関する相談及び助言等を行います。	ねんかん ちょうきかんにゅういん また 2年間(長期間入院していた又は これに類する事由のある方にあ っては、3年間)

くんれんとうきゅうふ しゅうろうけい
訓練等給付(就労系)

サービスの種類	内容	標準利用期間
就労移行支援	就労を希望する方*1で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行います。	2年間
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難で、適切な支援により雇用契約に基づき就労する方に*2、知識及び能力の向上のための支援を行います。	なし
就労継続支援B型	就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、もしくは通常の事業所に雇用されていた方で年齢、心身の状況等により継続雇用が困難な方に対して、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のための支援を行います。	なし
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型のいずれかを利用して一般就労した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅への訪問等により必要な連絡調整や指導助言等を行います。	3年間

*1 対象者は利用開始時65歳未満の方又は、65歳以上の方は65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた方であって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた方に限ります。

*2 *1の『就労移行支援』を『就労継続支援A型』に読み替えます。

ちいきそうだんしえんきゅうふ
地域相談支援給付

サービスの種類	内容	有効期間(最長)
地域移行支援	障がい者支援施設又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための支援を行います。	6か月
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、緊急時等に相談支援を行います。	1年間

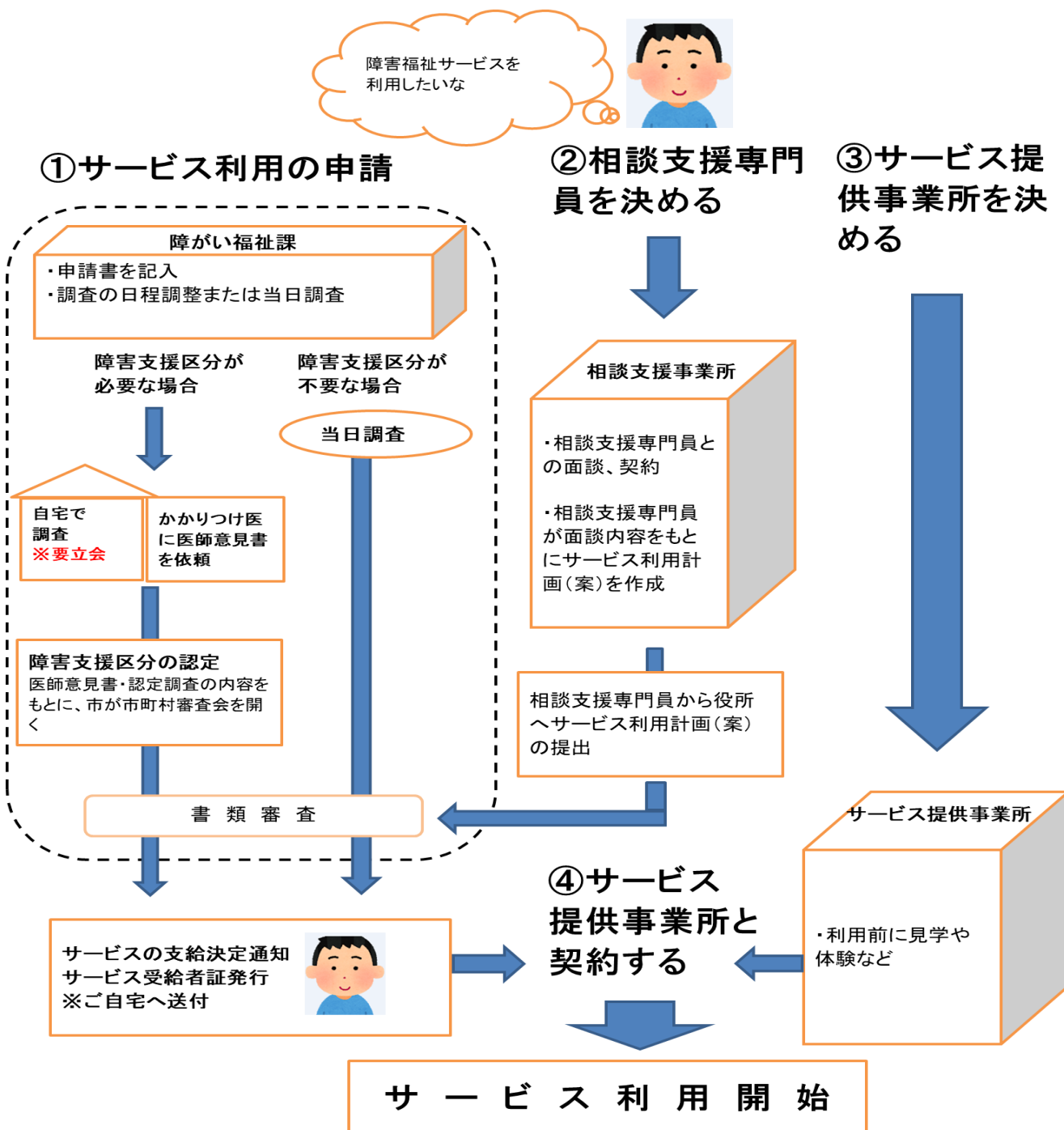
けいかくそうだんしえん
計画相談支援

サービスの種類	内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する方々に対して、サービス内容・量、その他生活上の相談・調整等を行います。

利用までの流れについて

※障害福祉サービスの利用には、以下の①～④の手続きが必要です。

①～③の手続きについては、並行して進めることもできます。



手続きに必要なもの

サービスの種類	必要なもの
障害福祉サービス	○お持ちの障害者手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証、特定疾病医療受給者証 等 ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ※その他身元確認、代理申請の書類は1、2ページ参照*1

*1 市町村民税の課税情報が確認できない場合は、該当年度の1月1日に居住していた市町村にて収入申告をお願いする場合がございます。

利用額について

原則1割を負担します。ただし、所得に応じて上限負担額が決められています。

区分	世帯の収入状況		上限負担月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
非課税	市町村民税非課税世帯		0円
利用者が18歳以上	一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)	9,300円
		特定サービス利用者*2、20歳以上の施設入所者*3を除く	
	一般2	市町村民税課税世帯(所得割16万円以上)	37,200円
		特定サービス利用者*2、20歳以上の施設入所者*3	
利用者が18歳未満*1	一般1	市町村民税課税世帯	4,600円
		通所施設・居宅利用者	9,300円
	一般2	(所得割28万円未満)	9,300円
		入所施設利用者	9,300円
		市町村民税課税世帯(所得割28万円以上)	37,200円
		特定サービス利用者*2	37,200円

*1 20歳未満の施設入所者を含む

*2 特定サービス利用者…グループホームに居住する者並びに宿泊型自立訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている者

*3 施設入所者…療養介護・指定障害者支援施設又は指定障害児入所施設等利用者

お問い合わせ先

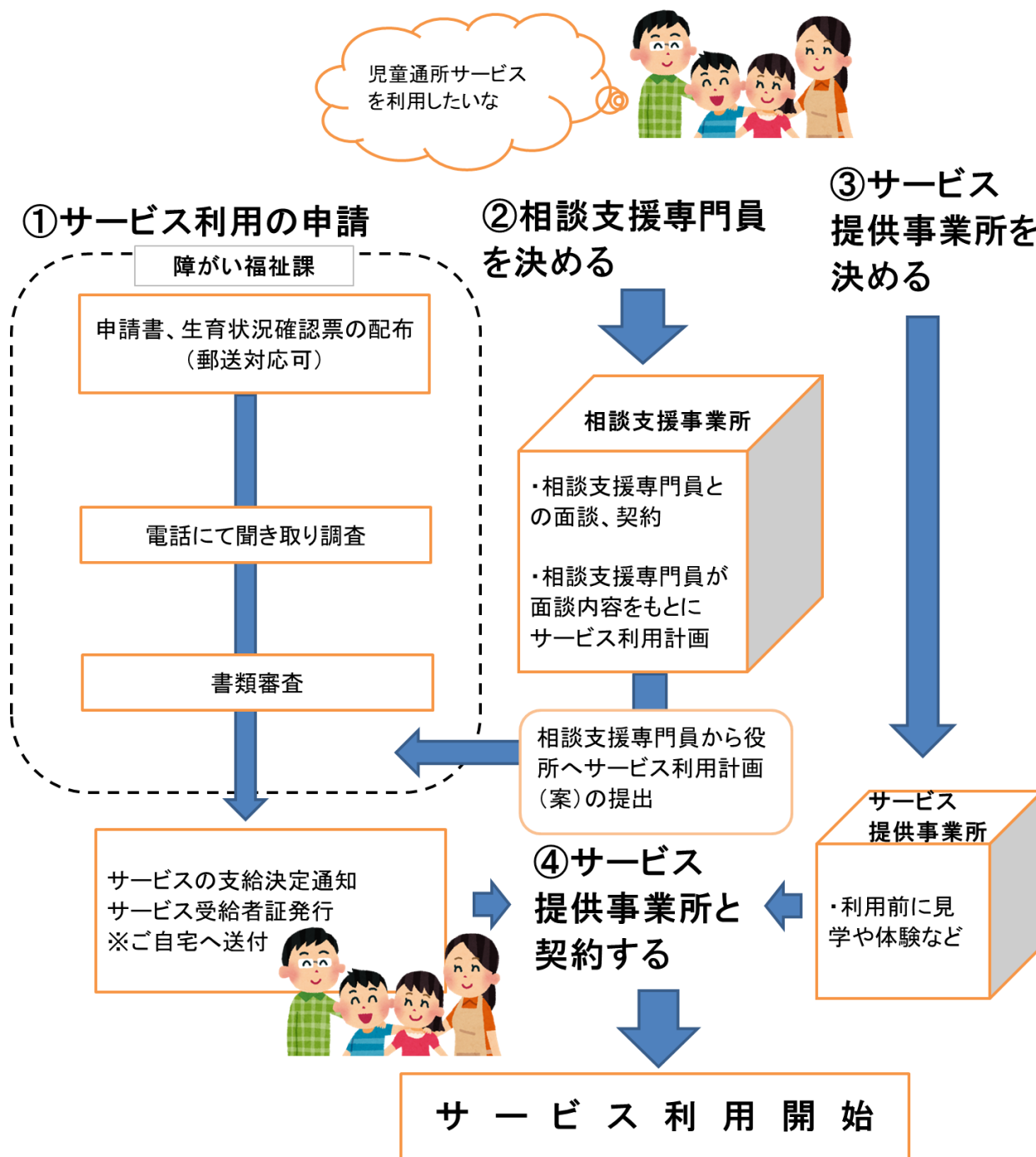
障がい福祉課 支援審査グループ(862-3275)

(2) 児童通所支援

サービスの種類について

サービスの種類	対象児	内容
児童発達支援	未就学児(幼稚園児も含む)及び18歳未満の肢体不自由な方	日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための支援等を行います。 また、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な児童に対して、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重い障がい等で、著しく外出が困難な児童	外出が困難な児童に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作や知識技能の習得等の支援を行います。
保育所等訪問支援	18歳未満で通園通学のある方	保育所等での集団生活に適応出来るよう、児童やスタッフ等に対して専門的な支援を行います。
放課後等デイサービス	小学1年生から高校3年生まで	放課後や夏休み等の休業日において、生活能力の向上のために必要な支援や、社会との交流等を行います。
計画相談支援	サービスを利用するすべての方	福祉サービス、児童通所支援等を利用する方々に対して、サービス内容・量、その他生活上の相談・調整等を行います。

※児童通所支援の利用には、以下の①～④の手続きが必要です。①～③の手続きについては、並行して進めることもできます。



手続きに必要なもの

サービスの種類	必要なもの
児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 放課後等デイサービス	○身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳 自立支援医療(精神通院)受給者証 特別児童扶養手当受給者証、意見書(診断書)等 ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ※その他身元確認、代理申請の書類は1、2ページ参照*1

*1 市町村民税の課税情報が確認できない場合は、該当年度の1月1日に居住していた市町村にて収入申告をお願いする場合がございます。

利用額について

原則1割を負担します。ただし、所得に応じて上限負担額が決められています。

区分	世帯の収入状況	上限負担月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
非課税	市町村民税非課税世帯	0円
一般 ^{*1}	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)	4,600円
	市町村民税課税世帯(所得割28万円以上)	37,200円

^{*1} 複数児童の世帯は、利用額軽減(多子軽減制度)となる場合があります。該当の可否についてはお問い合わせください。

児童発達支援等の利用者負担の無償化について

就学前の3歳から5歳までの障がいのある子ども達が下記のサービスを利用する際は、利用者負担を無料とします。無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。無償化にあたり、特別な手続きは必要ありません。

無料となるサービス		
児童発達支援	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援

- 利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の実費で負担するもの)はお支払い頂くことになります。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

お問い合わせ先

障がい福祉課 支援審査グループ(862-3275)

(3) 地域生活支援事業

サービスの種類について

サービスの種類	内容
移動支援事業 (ガイドヘルパー)	屋外での移動が困難な方々に対して、ガイドヘルパー(付き添い)による社会参加や余暇活動のための外出支援を行います。 (重症心身障害児通学支援) 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童で、保護者等の疾病、障害、就労等の理由により通学における送迎手段や付き添いが得られない児童の通学を支援します。
日中一時支援事業	日中活動の場を確保し、日常的に介護をしている家族の一時休息を目的としています。

手続きに必要なもの

サービスの種類	必要なもの
移動支援事業 (ガイドヘルパー)	○身体障害者手帳(1級または2級の肢体不自由で四肢または体幹の障害が記載されているもの)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)のいずれか (重症心身障害児通学支援) ○身体障害者手帳(1級または2級の肢体不自由が記載されているもの)及び療育手帳(A1又はA2)の両方。または、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複していることが確認できる医師による「児童通所支援等に係る意見書(医療的ケア児等)」 ○那覇市ガイドヘルパー事業 重症心身障害児通学支援個別支援計画案 ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー) ※その他身元確認、代理申請の書類は1、2ページ参照*1
日中一時支援事業	○療育手帳 ○個人番号カードか通知カード(マイナンバー)※その他身元確認、代理申請の書類は1、2ページ参照*1

*1 市町村民税の課税情報が確認できない場合は、該当年度の1月1日に居住していた市町村にて収入申告をお願いする場合がございます。

利用額について

原則1割を負担します。

区分	対象となる課税状況	利用者負担
生活保護	生活保護受給世帯	0円
非課税	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	利用料金の1割負担

お問い合わせ先

障がい福祉課 支援審査グループ(862-3275)

4. 補装具費・日常生活用具等の給付について

(1) 補装具費の給付

内容

補装具は、障がいのある方(18歳未満の児童を含む)や難病患者の失われた身体機能を補完又は代替する用具のことです。日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がいのある児童が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として使用されるものです。

障がいの内容や程度に応じて、補装具を必要とする障がいのある方に対し、補装具費の給付を行います。たとえば、車椅子や補聴器などの補装具の購入又は修理にかかる補装具費の支給が受けられます(更生相談所にて判定が必要な場合があります)。また、労災法や介護保険法など他の制度でこれらの補装具の交付又は貸与の対象となる場合は、その他の制度が優先となる場合があります。

*ただし、以下の項目にあてはまる場合は支給対象外となります。

①申請及び給付決定前に補装具を作製、購入及び修理した場合

②本人又は配偶者のいずれかが一定所得以上(市町村民税所得割額46万円以上)の場合

給付対象種目

障がいの種類	種目	介護保険優先
肢体不自由	義肢(義手、義足)・装具(上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具) 座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置	—
	車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ	○
	【児童のみ】座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具	—
視覚障害	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡(矯正用、遮光用、弱視用)・コンタクトレンズ	—
聴覚障害	補聴器(重度難聴用・高度難聴用)	—

利用者負担額

利用者負担は原則費用の1割ですが、所得に応じた月額上限額(37,200円)が定められています。生活保護世帯及び市市民税非課税世帯の場合は、利用者負担はありません。

ただし、以下の費用については全額利用者負担となります。

- ①見積額が基準額を超えた場合の超えた額
- ②医師の診断書・意見書等にかかる費用
- ③その他手続きにかかる費用

判定方法

- ①来所判定: 指定を受けた日時に、本人が沖縄県身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」)へ直接来所し、更生相談所の医師による医学的判定を受ける方法です。
- ②書類判定: 意見書・処方箋(身体障害者福祉法第15条指定医等が記載)を提出し、書類により更生相談所の医師に判定してもらう方法です。



てつづ ひつよう 手続きに必要なもの

てつづ 手続き	ひつよう 必要なもの	げこう 備考
新規申請 【来所判定】 【書類判定】 および 【18歳未満の児童】	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	
	とくていいりようひ していなんびょう じゆきゆうしやしょう 特定医療費(指定難病)受給者証 (または医師の診断書)	なんびょうかんじやとう ばあい 難病患者等の場合
	いけんしよ しょうほうせん 意見書・処方箋 (来所判定以外)	していようしき、 しんたいしょうがいしゃくしほうだい じよう してい 指定様式で、身体障害者福祉法第15条の指定を 受けた医師等の記載によるもの。
	か ぜい じようきよう しよとくしやうめいしよ 課税状況がわかる所得証明書または 課税証明書	・1月1日時点で那覇市外に住民票のあった方及び 未申告者など所得状況の確認ができない場合 ※1月1日時点で住民登録のある市町村で交付さ れます
	いにんじよう 委任状	ぎやうしや だいいりしんせい ばあい にんいようしきか 業者による代理申請の場合(任意様式可)
	きやつかりゆうしよ 却下理由書	ろうさい かいごほけんとう ばあい 労災・介護保険等の場合
	せいかつ ほ ごしやうめいしよ 生活保護証明書	たしちようそん せいかつ ほ ごじゆきゆうちゆう ばあい 他市町村で生活保護受給中の場合
	くるまいすりゆうしよ 車椅子理由書	しせつにゆうきしやとう くるま しんせい 施設入居者等がオーダーメイドの車いすを申請す る場合
	ちやうさひよう 調査票	でんどうくるまいすしんせい ばあい 電動車椅子申請の場合
	みつもりしよ ほ そうぐ とうろくぎやうしや 見積書(補装具の登録業者) (来所判定以外)	・あて名は「那覇市福祉事務所長」 ・対象者の住所・氏名を明記
	こじんばんごう づうち 個人番号カードか通知カード (マイナンバー)	※その他身元確認書類、代理申請の書類は1, 2ペ ージ参照
修理申請	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	
	とくていいりようひ していなんびょう じゆきゆうしやしょう 特定医療費(指定難病)受給者証 (または医師の診断書)	なんびょうかんじやとう ばあい 難病患者等の場合
	か ぜい じようきよう しよとくしやうめいしよ 課税状況がわかる所得証明書または 課税証明書	【来所判定】の説明と同じ
	いにんじよう 委任状	ぎやうしや だいいりしんせい ばあい にんいようしきか 業者による代理申請の場合(任意様式可)
	せいかつ ほ ごしやうめいしよ 生活保護証明書	たしちようそん せいかつ ほ ごじゆきゆうちゆう ばあい 他市町村で生活保護受給中の場合
	こじんばんごう づうち 個人番号カードか通知カード (マイナンバー)	※その他身元確認書類、代理申請の書類は1, 2ペ ージ参照
	みつもりしよ 見積書 (補装具の登録業者)	・あて名は「那覇市福祉事務所長」 ・対象者の住所・氏名を明記

しんせい ないようとう ていしつしやるい こと ばあい
申請の内容等により、提出書類が異なる場合があります。



と あ さき
お問い合わせ先

しょう ぶくしか きゆうふ
障がい福祉課 給付2グループ(862-3275)

(2) 日常生活用具の給付



内容

障がいの内容や程度に応じ、特殊寝台、手すりや電気式たん吸引器、入浴補助用具、スーマなどその他生活に必要な日常生活用具の給付が受けられます。なお、令和6年度より、在宅で24時間人工呼吸器の装着が必要な方で非常用電源の備えがない方に対し発電機や蓄電池を給付します。ただし、申請及び給付決定前に用具を購入した場合は、支給対象外となります。



給付対象種目

種	目
1 介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット(A)(B)・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・浴槽・訓練いす(児童)・訓練用ベッド
2 自立生活支援用具	入浴補助用具・便器・T字状棒状の杖・移動移乗支援用具・火災警報器・頭部保護帽(A)(B)・特殊便器・自動消火器・電磁調理器・動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)・歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障害者用屋内信号装置
3 在宅療養等支援用具	透析液加温器・ネブライザー(吸入器)・電気式たん吸引器・酸素ボンベ運搬車・視覚障害者用体温計・視覚障害者用体重計・視覚障害者用血圧計・発電機・蓄電池
4 情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置・情報通信支援用具・点字ディスプレイ・点字器・点字タイプライター・視覚障害者用ポータブルレコーダー・視覚障害者用拡大読書器・視覚障害者用時計・地デジ対応ラジオ・聴覚障害者用通信装置・人工喉頭・点字図書・物品識別装置
5 排泄管理支援用具	スーマ装具・紙おむつ・収尿器
6 住宅改修	居宅生活動作補助用具(移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。)

◎介護保険が優先となる用具

特殊寝台	特殊マット	特殊尿器	入浴担架
体位変換器	移動用リフト	入浴補助用具	便器
移動・移乗支援用具(手すり、スロープ等)	住宅改修(1回限り)	紙おむつ	

利用者負担額

利用者の負担は、原則費用の1割で生活保護世帯の場合は、利用者負担はありません。また、所得に応じた月額上限額24,600円が定められています。

ただし、以下の費用については全額利用者負担となります。

- ① 見積額が基準額を超えた場合の超えた額
- ② 医師の診断書・意見書等にかかる費用
- ③ その他手続きにかかる費用

注意事項

- ① 原則、在宅の方が対象となります。ただし、次の用具については施設入所者でも申請可能です。

T字状・棒状の杖	頭部保護帽(A)・(B)	携帯用会話補助装置
点字器	人工喉頭	地デジ対応ラジオ
ストーマ装具	収尿器	紙おむつ(グループホーム・有料老人ホームに限る)

- ② 原則、1種目1個の給付となります。ただし、「T字状・棒状の杖」については2個まで給付できます。
- ③ 用具の修理費用の補助はありません。給付後の破損等は自己負担となります。
- ④ 耐用年数内の同一種目の再交付申請はできません。
- ⑤ 介護保険対象者の方で、介護保険の福祉用具と重複するものを希望する場合は、原則、介護保険が優先となります。

手続きに必要なもの

必要なもの	備考
身体障害者手帳・療育手帳 または精神障害者保健福祉手帳	
特定医療費(指定難病)受給者証 または医師の診断書	難病患者等の場合
医師の意見書	・特殊マット B、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、発電機、蓄電池の申請の場合 ※所定の様式があります
医師の判定書	・紙おむつの新規申請及び前回の申請から1年以上申請がない場合 ※所定の様式があります
見積書(日常生活用具の登録業者)	・あて名は「那覇市福祉事務所長」 ・対象者の住所・氏名と希望する商品の名称・型番を明記
用具のカatalogのコピー	型番、定価のあるもの
委任状	業者による代理申請の場合(任意様式可)
生活保護証明書	他市町村で生活保護受給中の場合
個人番号カードが通知カード (マイナンバー)	※その他身元確認書類、代理申請の書類は1, 2ページ参照

申請の内容等により、提出書類が異なる場合があります。

お問い合わせ先

障がい福祉課 給付2グループ(862-3275)

(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

内容

在宅の小児慢性特定疾病児童(小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方)に対し日常生活の便宜を図るため、疾病の内容及び程度に応じ、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器などの日常生活用具給付を受けることができます。

ただし、世帯の収入に応じ費用の一部を負担していただきます。また、障害者総合支援法など他の制度でこれらの日常生活用具の交付または貸与の対象となる方については、対象外となります。

注意事項

- ① 申請及び給付決定前に購入したものは給付の対象にはなりません。
- ② 対象児童と同一世帯の扶養義務者の所得状況により自己負担額は異なります。
- ③ 給付後、耐用年数内は同一種目の再申請は出来ません。また修理申請も出来ません。
※修理については全額自己負担です

手続きに必要なもの

必要なもの	備考
小児慢性特定疾病医療受給者証	・受給者証については、那覇市保健所地域保健課での申請になります。
課税状況がわかる所得証明書または課税証明書	・1月1日時点で那覇市外に住民票のあった方及び未申告者など所得状況の確認ができない場合に、提出が必要になります。対象児童と同一世帯の扶養義務者(父母、祖父母等)全ての方について必要です。
みづもりしよ見積書	・あて名は「那覇市長」 ・対象者の住所・氏名と希望する商品の名称・型番を明記
用具のカatalogのコピー	型番、定価のあるもの
医師の意見書	用具の必要性について確認が必要な場合(任意様式可)

申請の内容等により、提出書類が異なる場合があります。

お問い合わせ先

障がい福祉課 給付2グループ(862-3275)

(4) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

内容

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の聴覚障害のある児童に対し、言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入費等の費用の一部を助成します。

*対象者(以下の要件をすべて満たす方)

- ・那覇市内に住所を有しており、申請日時時点で18歳未満である
- ・いずれかの耳または両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない
- ・補聴器の装用が必要と身体障害者福祉法第15条第1項に規定する耳鼻咽喉科の指定医師から判断されている

ただし、以下の項目に当てはまる場合は支給対象外となります。

- ① 他の制度で補聴器の交付の対象となる場合
- ② 申請及び給付決定前に補聴器を作製、購入及び修理した場合

*予算に限りがあるため、予算の範囲内での助成となります。

利用者負担額

利用者負担は原則費用の約3分の1程度です。生活保護世帯及び市民税非課税世帯の場合は、利用者負担はありません。

ただし、以下の費用については全額利用者負担となります。

- ① 見積額が基準額を超えた場合の超えた額
- ② 医師意見書作成にかかる費用
- ③ その他手続きにかかる費用

手続きに必要なもの

手続き	必要なもの	備考
新規申請 および 修理申請	申請書	障がい福祉課の窓口で配布
	意見書	指定様式で、身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師等の記載によるもの。
	見積書(補装具の登録業者)	・あて名は「那覇市長」 ・対象者の住所・氏名を明記
	代理受領に係る軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金委任状	業者による代理受領を利用する場合
	保護者及び助成対象者の属する世帯員の課税状況がわかる所得証明書または課税証明書	・1月1日時点で那覇市外に住民票のあった方及び未申告者など所得状況の確認ができない場合 ※1月1日時点で住民登録のある市町村で交付されます

申請の内容等により、提出書類が異なる場合があります。

お問い合わせ先

障がい福祉課 給付2グループ(862-3275)

5. 医療費等の助成について

(1) 那覇市重度心身障がい者医療費等助成制度

内容

那覇市重度心身障がい者医療費等助成制度とは、重度の心身障がい者に対して、医療費を助成することにより保健の向上に寄与し、もって重度の心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的にした制度です。

受給対象者

下記の1～3の全てに該当する方が医療費助成の対象となります。

1) 那覇市に居住している または

法令の規定により那覇市外の障害者(児)施設等に入所している方(住所地特例)

2) 那覇市国民健康保険など各種健康保険(医療保険)に加入している方

3) 以下の①～⑤のいずれかに該当する方

① 「身体障害者手帳」1級、または2級の方

② 「療育手帳」A1、またはA2の方

③ 「療育手帳」B1かつ、「身体障害者手帳」3級の方

④ 「療育手帳」B1かつ、「特別児童扶養手当」1級の方

⑤ 「療育手帳」B1かつ、「障害基礎年金」1級の方

※所得制限があるため、助成を受けられない場合もあります。

※生活保護など、すべての医療費の免除を受けている方は該当しません。

(特定医療などの公費負担制度を受給中の方は該当となります)

※他市町村より決定を受け、那覇市の障害者(児)施設等に入所されている方は該当しません。

※療育手帳は沖縄県が交付しているものに限りです。

助成範囲

1) 助成を受けられるもの

① 医科・歯科・調剤等で健康保険適用の医療を受けたときの自己負担分

② 公費による医療(人工透析等)で自己負担額が減額される場合は、公費医療を受けた後の自己負担分

2) 助成を受けられないもの

① 保険適用とならないもの(薬の容器代・予防接種代・健康診断の費用、おむつ代、入院時の差額室料や食事代、往診時のバス・タクシー賃等)は、助成の対象ではありません。

② 上記の1①の健康保険適用の自己負担分のうち、高額療養費・付加給付等にあたる金額は助成されません。

高額療養費・付加給付等とは、健康保険の医療費の負担を軽くする目的で設けられている制度です。

高額療養費・付加給付等の請求方法は現在加入されている各種健康保険にお問い合わせください。

③ 介護保険利用における費用は助成の対象ではありません。

④ 労災・交通事故等による治療費は、健康保険適用とならないため、助成の対象ではありません。

⑤ 確定申告にて、医療費の控除を受けた医療費は助成の対象ではありません。

(医療費の助成と医療費控除は、どちらか一方のみを行うことができます。)

1) 新規申請

身体障害者手帳・療育手帳の交付や那覇市への転入後、那覇市障がい福祉課で新規申請を行い、受給者証の交付を受けます。申請に必要な書類は下記のとおりとなります。受給者証の交付後でないと医療費助成申請ができないため、必ず、先に受給者証の交付を受けてください。

また、原則、新規申請日以降に診療を受けた分の医療費が助成対象となります。

手続き	必要なもの	備考
【 新規申請 】 ・手帳等の交付を受けたとき ・他市町村から転入したとき ・生活保護が廃止されたとき	身体障害者手帳 または療育手帳	・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2 で該当の 方 ・療育手帳B1かつ身体障害者手帳3級で該当する方は両方の手帳が必要となります。
	特別児童扶養手当受給者証 または障害基礎年金証書	・療育手帳B1かつ特別児童扶養手当1級、または療育手帳B1かつ障害基礎年金1級で該当する方のみ。 ・左記以外で1級が確認できる書類でも申請可能
	本人の健康保険証 (資格確認書等)	「限度額適用認定証」をお持ちの方は、併せて提出してください。
	所得や課税状況の分かる ※所得課税証明書 (本人・ご家族全員・健康保険の被保険者)	・1月1日時点で那覇市外に住民票のあった方及び未申告者など所得状況の確認ができない方のみ提出が必要です。
	預金通帳(本人名義)	普通預金口座での登録となります。
	※生活保護廃止決定通知書 ※入所証明書 (または住民票)	生活保護を受けていた方 那覇市外の障害者(児)施設等に入所されている方(住所地特例) *住所や入居日等が記載されていない場合、住民票も必要となります。

※那覇市障がい福祉課へ既に提出している方は、再度提出が不要な場合があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

2) 助成申請

① 自動償還払い

① 県内実施医療機関で保険証と受給者証を提示して受診し、医療費を支払います。

病院等の窓口で受給者証を見せるだけで医療費が無料になるわけではありません。

② 病院等から審査機関をととして市に助成額算定のため必要な事項の通知が行われますので、受給者が市役所に領収書を持参しての支給申請は不要です。

② 償還払い(自動償還が利用できない場合の申請方法)

県外の医療機関又は県内の自動償還実施医療機関以外で受診した場合など、自動償還が利用できない場合は、本人又は代理人が下記の必要書類を持って、障がい福祉課の窓口で助成申請を行います。

医療費助成申請は、診療を受けた月の翌月から1年を経過する月までに行わなければなりません。1年を超えると、払い戻しはできません。

(例) 4月10日診療 → 受付期間 5月1日 ~ 翌年の4月末日まで申請可能

助成金の支給は口座振込により行います。振込は申請方法によって異なります。

自動償還払いの場合は最短で診療月の翌々月末日(末日が土日・祝祭日の場合はその前日)。

償還払いの場合は最短で申請月の翌月末日(末日が土日・祝祭日の場合はその前日)。

預金通帳を記帳してご確認ください。

手続き	必要なもの	備考
【 助成申請 】 ・払い戻しを行うとき ※新規申請後に 医療費の払い戻しが 受けられるようになります。	受給者証	
	本人の健康保険証 (資格確認書等)	「限度額適用認定証」をお持ちの方は、併せて提出してください。
	領収書(原本) ※保険点数等の記載のあるもの	診療を受けた翌月から1年以内のもの

3) 郵送での助成申請

助成申請は、郵送でも行うことができます。

郵送での申請の場合は、所定の申請書(那覇市のホームページからダウンロード可)を記入のうえ、下記の必要書類を添付してください。

手続き	必要なもの	備考
【 助成申請 】 ・払い戻しを行うとき ※新規申請後に 医療費の払い戻しが 受けられるようになります。	助成申請書	那覇市のホームページからダウンロード可
	受給者証のコピー	最新のもの
	本人の健康保険証 (資格確認書等)のコピー	最新のもの 「限度額適用認定証」をお持ちの方は、併せてコピーを提出してください。
	領収書(原本) ※保険点数等の記載のあるもの	診療を受けた翌月から1年以内のもの

※郵送申請の場合の助成申請日は、障がい福祉課に書類が届いた日(受付日)になります。

月末に申請書を郵送した場合、翌月に障がい福祉課での受付日となり、診療月から1年の領収書の受付期間が過ぎてしまう恐れがあります。ご注意ください。

※郵送申請の際には、紛失等の事故を避けるため、書留などで送ることをお勧めします。

※郵送申請に要する費用については、申請者の負担となります。

受給者証の更新と所得の確認

医療費助成制度には所得制限の確認があるため、毎年8月1日から「受給者証」が新しくなります。

受給者本人及び、ご家族・健康保険の被保険者の所得を確認したうえで、7月中旬に新しい「受給者証」を送付いたします。（所得が限度額を超過している場合、その年の8月1日から翌年の7月31日までの1年間に受けた診療分の医療費助成を受けることができませんので、受給者証の送付はいたしません。）

受給者本人及びご家族・健康保険の被保険者の所得が確認できない場合は、受給者証の切り替えができませんので、毎年確定申告等は確実に行ってください。（所得のない場合でも申告は必要です。）

本人及び扶養義務者が他市町村に住所がある場合は、那覇市で所得状況が確認できないので、6月中旬に控除額・納税額等が記載された所得課税証明書を送付いたします。提出する必要があります。

※那覇市障がい福祉課へ既に提出している方は、再度提出が不要場合があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

その他の手続きに必要なもの

手続き	必要なもの	
【再発行申請】 ・紛失、破損、汚損したとき	受給者証	紛失の場合は不要
	本人の健康保険証 (資格確認書等)	
【保険の変更届】 ・加入する健康保険に変更があるとき	受給者証	
	本人の健康保険証 (資格確認書等)	「限度額適用認定証」をお持ちの方は、併せて提出してください。
【住所・氏名変更届】 ・住所や氏名が変わったとき ・那覇市外の障害者(児)施設等に転居するとき(住所地特例) ※住所地特例については、担当までご確認ください。	所得や課税状況の分かる 所得課税証明書(被保険者のもの)	1月1日時点で被保険者の住民票が那覇市外にあった方のみ必要となります。
	受給者証	
【喪失届①】 ・生活保護の受給を開始したとき ・那覇市外に転出するとき (上記の住所地特例を除く)	本人の健康保険証 (資格確認書等)	
	生活保護開始通知書	
【喪失届②】 ・死亡したとき	受給者証	
	預金通帳	本人と続柄の確認できる同一世帯の方、または火葬許可証等の申請者の通帳
	火葬許可証 (または戸籍謄本)	上記の続柄確認に必要なものとなります。

お問い合わせ先

障がい福祉課 給付2グループ(862-3275)

(2) 特定医療費(指定難病医療費)助成制度

内容

原因が不明であって治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が「指定難病」とする 348 疾病について、その治療にかかった費用(医療保険適用後の医療費の自己負担分)の一部を公費により負担する制度です。医療費は、世帯の所得等に応じて、一部自己負担があります。保健所での申請後、沖縄県による審査があります。承認されると特定医療費(指定難病)受給者証が発行され、この医療費助成が受けられるようになります。



お問い合わせ先

那覇市保健所 地域保健課 医療費助成グループ(853-7962)

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

内容

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、児童福祉法第19条の3第3項の規定に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童の保護者に対し、小児慢性特定疾病医療費支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性特定疾病等家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的とした制度です。同一保険世帯の所得に応じて一部自己負担があります。申請後、審査があり、承認されると受給者証が発行され、この医療費助成が受けられるようになります。



お問い合わせ先

那覇市保健所 地域保健課 医療費助成グループ(853-7962)

(4) 特定疾病療養受療証

内容

長期にわたって高額な医療費が必要となる、慢性腎不全や血友病などについては、特定疾病療養受療証の交付を受け、医療機関の窓口で提出することで、自己負担額が1か月1万円(人工透析を要する70歳未満の上位所得者は2万円)となります。



お問い合わせ先

国民健康保険の方は..... 本庁1階 13番窓口 国民健康保険課
給付グループ(862-4262)

後期高齢者医療の方は..... 本庁1階 12番窓口 国民健康保険課
後期高齢者医療グループ(917-0410)

社会保険の方は..... 全国健康保険協会 沖縄支部(951-2282)
又は 各社会保険担当窓口など

(5) 後期高齢者医療保険の早期加入

内容

後期高齢者医療保険は通常75歳からの加入となりますが、障害者手帳を所持又は障害年金を受給することにより、65歳から加入することができます。早期加入をご希望の方は、お電話でご連絡のうえ、窓口までお越しください。

対象者

(身体障害者手帳)1～3級又は4級の一方の方
(療育手帳)A1又はA2の方
(精神障害者保健福祉手帳)1級又は2級の一方の方
(障害年金)1級又は2級の一方の方

※早期加入者が上記の資格要件を喪失した場合、国民健康保険などの医療保険への切り替えのお手続きが必要となります。

お問い合わせ先

本庁1階 12番窓口 国民健康保険課
後期高齢者医療グループ(917-0410)

(6) 母子及び父子家庭等医療費助成

内容

母子及び父子家庭等のお子さんが、18歳に達した日以後最初の3月末までの保護者又は養育者とお子さんの医療費を助成します。ただし、所得などの状況により受給出来ない場合もあります。

※一部負担金(外来:1人同月1医療機関 1,000円)

※年金の受給で児童扶養手当が受給出来ない方でも、医療費助成を受給出来る場合があります。

お問い合わせ先

本庁3階 47番窓口 子育て応援課
児童手当・医療費支援グループ(861-6951)

(7) こども医療費助成

内容

こどもの保健の向上を図り、健やかな育成に寄与することを目的に、保護者が支払いをした中学校等卒業もしくは終了する日の属する月の月末までのお子さんの医療費(保険診療による自己負担分)の一部を助成する制度です(障がいの有無は問いません)。保護者の申請により医療費を助成する制度となっており、診療の都度、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、交付した受給者証を医療機関で提示していただきます。なお一部県内協力医療機関窓口では、支払いを要しない方法が利用できます。

お問い合わせ先

本庁3階 47番窓口 子育て応援課
児童手当・医療費支援グループ(861-6951)

(8) 障害児(者)歯科診療



内容

心身に障がいがある方で近隣の歯科医院での治療が困難な方のための歯科治療を行っています。

(専門外来)障害者歯科

(診療内容)虫歯治療、口腔健康管理・指導、摂食嚥下指導、日帰り全身麻酔、

静脈内鎮静法、笑気吸入鎮静法

(受付時間)月～土曜日 9:00～16:00

(昼休み)12:00～13:00

(休診日)日曜日、祝日、年末年始

※土曜日診療に関しては事前にご連絡下さい。

※原則として完全予約制です。

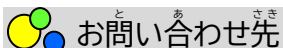
急な痛みなどで緊急時の来院の場合でも、ご相談にのりますので事前の電話連絡をお願いいたします。

——— 口腔ケアの必要性について ———

重度の心身障がい者のみなさまは、自ら口腔を衛生的に維持、管理することが困難です。

そのために、障がい者の方は、健常者の方に比べ、そしゃく機能の低下を招いたり、虫歯になる確率が
高くなっています。

生きがいづくりや健康づくりのうえで、そしゃく機能の維持をはじめようとする歯科衛生の管理「口腔ケ
ア」が重要です。訪問歯科診療も増えています。ご相談受付しております。



お問い合わせ先

(ご予約・ご相談)沖縄県口腔保健医療センター

TEL/098-888-0648

FAX/098-996-3564

6. 年金・手当等について

心身に障がいのある方に対し次の様な手当等が支給されます。年金・手当等については身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持がなくても申請できます。(申し込みの際にそれぞれ所定の診断書を提出し、個別に審査されます。)

(1) 障害基礎年金

内容

国民年金の被保険者期間中(または被保険者の資格を失った後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間)に初診日のある病気やけがによって障がい者となり、日常生活に制限を受ける状態になったときに支給される年金です。障がいの程度によって、1級と2級に分かれています。

対象者

次の①～③のすべての条件に該当する方は、障害基礎年金を受給できる可能性があります。

- ① 初診日に国民年金に加入している方(または60歳以上65歳未満で日本国内に住所のある間に初診日がある方、または20歳になる前に初診日がある方)
- ② 障害認定日において一定の障がいの状態にあること
- ③ 年金保険料の納付要件を満たしていること

※障害基礎年金の等級と、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の等級は、判断基準が異なるため、年金申請用の診断書等による申請が別途必要となります。

※初診日に厚生年金や共済組合等に加入中の方は、下記のお問い合わせ先までお願いいたします。

給付額 (令和6年度)

- 障害基礎年金1級 1,020,000円(年額) (昭和31年4月1日以前生まれの方は1,017,125円)
- 障害基礎年金2級 816,000円(年額) (昭和31年4月1日以前生まれの方は813,700円)

お問い合わせ先

初診日に国民年金加入の方または60歳以上65歳未満で日本国内に住所のある間に初診日がある方、または初診日が20歳前の方……本庁1階 11番窓口 ハイサイ市民課 国民年金グループ(861-6901)
初診日に厚生年金加入の方は…… 那覇年金事務所(855-1111 自動音声案内①→②)
初診日に共済組合等加入の方は…… 初診日に加入していた共済組合

障害年金生活者支援給付金(令和元年10月～制度開始)

所得額が一定基準額以下の障害年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象者

以下の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金を受けている
- ② 前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下

給付額(令和6年度)

- 障害基礎年金1級 6,638円(月額) ○障害基礎年金2級 5,310円(月額)

お問い合わせ先

那覇年金事務所(855-1111自動音声案内①→②)
または本庁1階 11番窓口 ハイサイ市民課 国民年金グループ(861-6901)

(2)特別障害者手当・障害児福祉手当

《特別障害者手当》

内容

心身に著しく重度の障がいがあり、※1.日常生活のすべてにおいて常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。※2.施設に入所している方や、病院等に長期入院している方には支給できません。なお、所得による支給制限があります。本人、本人の配偶者、扶養義務者の前年の所得が限度額を超える場合は支給できません。毎年、「現況届」の提出が必要です。

※1.日常生活のすべてにおいて常時特別の介護を必要とする方とは・・

・身体障害者手帳の1級、2級相当の障害が重複してあって、移動や着替え等の日常生活の動作すべてにおいて介助が必要な方

・療育手帳A程度の知的障害または精神障害があつて、食事や会話等の日常生活すべてにおいて介助が必要な方

・内部障害があつて、絶対安静の状態にある方

※2.特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者施設等に入所している場合は支給できません。

グループホームや有料老人ホームに入所している場合は在宅扱いであるため、提出された診断書の審査の結果が該当であれば、支給できます。

月額 29,590円【令和7年4月1日現在】(支給月:2月、5月、8月、11月)

《障害児福祉手当》

内容

心身に重度の障がいがあり、※1.日常生活に常時の介護を必要とする在宅又は入院中の20歳未満の方に支給される手当です。施設に入所している方、障害年金を受給している方には支給できません。なお、所得による支給制限があります。本人、本人の配偶者、扶養義務者の前年の所得が限度額を超える場合は支給できません。毎年、「現況届」の提出が必要です。

※1.日常生活に常時の介護を必要とする方とは・・

身体障害者手帳の1級、2級相当の障害、療育手帳A程度の知的障害または精神障害があつて日常生活の動作や能力において自立できず、常時の介護が必要な方

月額 16,100円【令和7年4月1日現在】(支給月:2月、5月、8月、11月)

お問い合わせ先

障がい福祉課 給付2グループ(862-3275)

(3) 特別児童扶養手当・児童扶養手当

《特別児童扶養手当》



内容

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している方は、県知事の認定を受けることによって、障がいの程度に応じて手当が支給されます。※特別児童扶養手当の等級は、障害者手帳の等級とは異なります。

手当の額(月額) 1級の児童1人 56,800円 2級の児童1人 37,830円(所得制限あり)

支給月:4月、8月、11月

《児童扶養手当》



内容

ひとり親家庭の児童や、父又は母が重度障がいの状態にある家庭の児童が、心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立を助ける目的で支給される手当です。

手当は児童が18歳となり、最初に迎える3月分まで支給します(一定の障がいがあれば20歳まで)。

手当額は請求者、配偶者及び生計を共にする扶養義務者(曾祖父母、祖父母、両親、兄弟姉妹、子、孫、曾孫)の前年所得により決定します。(支給月:1月、3月、5月、7月、9月、11月)

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	46,690円	46,680円～11,010円
2人以上	2人目からは1人増えるごとに 上記に11,030円を加算	2人目からは1人増えるごとに 上記に11,020円～5,520円を加算



お問い合わせ先

本庁3階46番窓口 子育て応援課
児童家庭グループ(861-6951)

(4) 沖縄県心身障害者扶養共済制度



内容

心身障がい者を扶養している方が加入者(加入時の年齢が65歳未満の方)となり、毎月一定の掛金を払い込んでいただきます。その加入者が「死亡又は重度障害」となったとき、残された障がい者に毎月2万円(2口加入の場合は4万円)を生計にわたって支給するものです。



お問い合わせ先

障がい福祉課 給付2グループ(862-3275)

(5) 生活福祉資金貸付制度



内容

生活福祉資金は、低所得者、障がい者又は高齢者が属する世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

※(貸付には事前相談及び審査があります。)



お問い合わせ先

那覇市社会福祉協議会(857-7766)

(6) 交通事故被害者援護制度(介護料等の支給)について



内容

自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において、「常時または随時」の介護が必要な方に介護料を支給しています。

ただし、所得制限や他の法令に基づくサービス等を受給している場合は支給対象外となるなど、制限がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構沖縄支所

(通称名 NASVA ナスバ 沖縄)

住所 那覇市泉崎2-103-4 タクシー会館 3階

TEL (916-4860)



《 メ モ 》

7. 日常生活における支援について

(1) 地域活動支援センター

障害者総合支援法によって定められた、障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設で、目的によってⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれます。

- 基礎的事業・・・施設において、障がいのある方に対して、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等を行う事業。
- 機能強化事業・・・基礎的事業に加え、地域活動支援センターの機能強化を図るための事業。

《地域活動支援センターⅠ型》

専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携を強化するための調整、地域ボランティア育成、障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。

施設名	住所	TEL/FAX番号
那覇市地域生活支援センター グッドモーニング	長田1-24-27 第2長田メディカルビル	TEL 836-0878 FAX 836-2828

《地域活動支援センターⅡ型》

地域において、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施しています。

施設名	住所	TEL/FAX番号
障がい者福祉センター	古島2-14-4	TEL 886-3807 FAX 885-0420

《地域活動支援センターⅢ型》

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の基礎的事業に加え、機能強化事業として、就労相談等の就労支援に関する事業を実施しています。

事業所名	住所	TEL/FAX番号
まあーじ	真地423-3 多和田アパート 105・106・107	TEL/FAX 834-8853
ふいーんど・ぱわー	牧志1-4-6-201	TEL 862-3061 FAX 862-4735
ふれあいセンター	楚辺2-28-9 上間ビル 101	TEL 987-0877 FAX 987-0869
はんたびあ	繁多川5-17-10 メゾンシャルマン 101	TEL/FAX 832-2555
ソーシャルハウスあごら	首里儀保町1-24 喜納ビル 3階	TEL 885-7274 FAX 885-1739
ハンディサポートふれんど	牧志3-21-9	TEL/FAX 862-9567
ナカヤ	小禄1-4-15	TEL 857-7161 FAX 987-9999
ふくぎ	田原3-4-1 田原公園管理事務所内	TEL 859-4020 FAX 987-0785
ハーネス	樋川1-30-12	TEL 953-6276 FAX 953-6276
サンブリッジ	安謝1-2-5	TEL/FAX 995-8965

(2) 緊急通報システム・身体障がい者福祉電話

《緊急通報システム》



内容

在宅の65歳未満の重度障がい者の方で緊急時の連絡が必要な方に設置します。利用者の自宅に通報機とペンダント式の送信機を設置、通報センターと結んで緊急通報協力員等の迅速な対応で緊急事態に備えます。なお、対象者の世帯の所得制限があります。



お問い合わせ先

障がい福祉課 給付2グループ(862-3275)

※緊急通報システムについては65歳以上の方はチャーがんじゅう課へお問い合わせください。
チャーがんじゅう課包括的支援事業グループ(862-9010)

《身体障がい者福祉電話の設置》



内容

外出することが困難な65歳未満の重度身体障がい者の方で、自分で電話回線を設置することが困難な生活保護世帯及び市民税非課税世帯に福祉電話を設置します。月額2,600円(消費税込)まで助成しますが、その額を超過した料金については自己負担となります。



お問い合わせ先

障がい福祉課 給付2グループ(862-3275)

※福祉電話については65歳以上の方はチャーがんじゅう課へお問い合わせください。
チャーがんじゅう課包括的支援事業グループ(862-9010)

(3) 運転免許取得費助成・自動車改造費助成

《自動車運転免許取得費助成事業》



内容

障害者手帳(身体・療育・精神のいずれか)をお持ちで、満18歳以上の方が自動車の運転免許を取得しようとする場合、10万円以内で取得費用を助成します。

- 申請時すでに免許を取得されている場合は助成できません。
- 予算に限りがありますので、申請状況により助成できない場合があります。
- その他条件がありますので、申請希望の方は先にお電話でお問い合わせください。



お問い合わせ先

障がい福祉課 企画・庶務グループ(862-3275)

《自動車改造費助成事業》



内容

等級が1、2級の身体障害者手帳(上肢・下肢・体幹のいずれか)をお持ちの方で、自動車を改造しなければ自分で運転できない方に対し、自分で運転するための改造費用を10万円以内で助成します。

- 申請時すでに改造されている場合や、自己所有名義の自動車でない場合は助成できません。
- 予算に限りがありますので、申請状況により助成できない場合があります。お早めに相談・申請して下さい。



お問い合わせ先

障がい福祉課 企画・庶務グループ(862-3275)

(4) 手話通訳者の設置・派遣、要約筆記者等の派遣等

《手話通訳者の設置》



内容

聴覚や言語に障がいのある方のために、手話で対応できる専門の通訳者を配置しています。

●配置場所…障がい福祉課窓口(3階 東36番窓口)

平日(月～金):午前9時～午後5時まで



お問い合わせ先

障がい福祉課 企画・庶務グループ(862-3275)

《手話通訳者の派遣》



内容

聴覚や言語に障がいがある方が、通院等外出の必要がある場合に、手話で対応できる専門の通訳者を目的に派遣します。その際は、7日前までに申し込みが必要です(緊急の場合は、その限りではない)。



お問い合わせ先 障がい福祉課 企画・庶務グループ

TEL(862-3275) FAX(862-0621) メール(h-huku003@city.naha.lg.jp)

電話: 平日(月～金):午前9時～午後5時 FAX・メール: 24時間受付

●緊急時及び夜間・休日のとき…消防局受付

*救急車(消防車)+ 手話通訳者が必要…TEL・FAX 119(24時間受付)

*手話通訳者のみ必要…TEL(868-9911) FAX(868-9912)

平日:午後5時～翌日午前8時30分 土・日・祝日:24時間受付

《要約筆記者等の派遣》



内容

聴覚や言語に障がいのある方で、手話のわからない方が通院等外出の必要がある場合に、要約筆記のできる専門の通訳者を目的に派遣します。その際は、7日前までに申し込みが必要です。



お問い合わせ先

障がい福祉課 企画・庶務グループ(862-3275)

FAX(862-0621)

《NET119緊急通報システム》



内容

聴覚や言語に障がいがあり、音声による通報が困難な方から 119番通報していただくためのサービスです。事前に登録が必要です。



お問い合わせ先

消防局 指令情報課(868-9911)

FAX (868-9912)

消防局指令情報課HP⇒



《電話リレーサービス》



内容

聴覚や言語に障がいがある方ときこえる方を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながることができるサービスです。

事前に登録が必要です。



お問い合わせ先

(一財)日本財団電話リレーサービス

TEL(03-6275-0910) FAX(03-6275-0913)

サイト: <https://www.nftrs.or.jp/contact/>

ヨメテル専用サイト: <https://www.yometel.jp/contact>



電話リレーサービス HP ↑

(5) 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度等



内容

障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくために、歩行が困難な方、移動の際に配慮が必要な方に「利用証」を交付する制度です。

対象者: 歩行が困難または、移動の際に配慮が必要な方で、かつ障害者手帳(障がいの種類、等級等制限あり)、特定療養費(指定難病)受給者証、介護保険被保険者証等(制限あり)をお持ちの方、妊産婦等。



お問い合わせ先

障がい福祉課 企画・庶務グループ(862-3275)

ちゅらパーキング利用証

車いす使用者用



その他の障がい者、高齢者



妊産婦、一時的なけが人など



《駐車禁止除外指定車標章》



内容

障害者手帳の交付を受け、かつ歩行困難な方(障がいの種類、等級等により交付制限あり)が自動車(自家用車、タクシー、レンタカー、福祉車両等)に乗り乗る場合に、あらかじめ「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けていれば、他の交通の迷惑にならない範囲において通院やリハビリ等の際に、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路部分において路上駐車をすることができます。



お問い合わせ先

小禄地区にお住まいの方

那覇警察署交通対策課(836-0110)

豊見城警察署交通課(850-0110)

(6) 沖縄県ヘルプマークの配布

内容



外見からは分からなくても、障がい等により援助が必要な方を対象に、沖縄県ヘルプマークを配布します。申請が必要ですが、手帳を所持していなくても受け取れます。



お問い合わせ先

障がい福祉課 企画・庶務グループ(862-3275)

(7) うまんちゅ号(リフト付バス運行事業)

内容

リフト付バスとは、車椅子のまま乗れる車のことです。市内にお住まいの重度身体障がい者の方で、既存の路線バスやタクシー等の利用が困難な方を対象に、外出(通院や買い物等)の際に自宅から目的地へ送迎いたします。ただし、ご利用の前に登録が必要です。利用は無料です。

☆利用に関する注意事項

- ① 利用対象者：65歳未満の那覇市住登者かつ常時車いすを利用している身体障害者手帳1級、2級の交付者
 - ② 利用区域：原則那覇市内
 - ③ 利用回数：月3回(往復で1回)
- 利用申請：毎月1日～5日の間に電話で予約する(※予約は翌月の利用日)



お問い合わせ先

障がい福祉課 企画・庶務グループ

(委託先) 那覇市社会福祉協議会(859-8383)

(8) 避難行動要支援者の名簿登録

内容

地震や風水害などの大災害発生時に、一人で避難することが困難な「避難行動要支援者」を名簿に登録しています。ご本人の同意を得て、地域の避難支援等関係者からの申請に基づき名簿を提供することで、日頃からの見守りや災害時の避難支援などにつながる取組みを行っています。

また、災害時に適切な避難行動を迅速に行えるよう、誰と、どこに、どうやって避難するかをまとめた、「個別避難計画」の作成を推進しています。

対象者

・身体障害者手帳1・2(総合等級)・療育手帳A1・A2・精神障害者保健福祉手帳1級・指定難病、小児慢性特定疾病(一部の方)・高齢者(65歳以上)のみの世帯・要介護認定1から5

※施設等入所者は除きます

名簿提供先(地域の避難支援等関係者)

・民生委員・児童委員・那覇市社会福祉協議会・地域包括支援センター・自治会・自主防災組織など

お問い合わせ先

福祉政策課 地域福祉グループ(862-9002)

(9) その他

《那覇市立図書館の障がい者サービス》

内容

・障がい者宅配サービス

(対象者:身体障害者手帳1～3、療育手帳A1・A2、精神保健福祉手帳1・2、要介護1～5)

身体が不自由などの理由で図書館に来館することが難しい方のご自宅へ、無料で資料をお届けします。

(一部宅配対象外資料あり)

・視覚障がい者用録音物等の郵送サービス(身体障害者手帳 視覚1・2級)

視覚障がいの方へ点字図書・デジ図書を無料で郵送します。

那覇市立図書館に直接来館・電話・郵便・FAX・代理人の来館のいずれかでサービスの申し込みが可能です。

また、活字の本をそのままの状態で見ることが難しい方のために作られた資料(デジ図書や大活字本)も貸出しています。

お問い合わせ先

那覇市立中央図書館(917-3449)

《郵便等による不在者投票》

内容

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方は、郵便等による投票が認められます(※障害者手帳の等級や種類等に制限あり)。

なお、郵便投票をする場合は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付申請の手続きが必要です。

お問い合わせ先

本庁12階 那覇市選挙管理委員会(951-3215)

《水洗トイレ改造費の補助》

内容

既存持家のくみ取り便所や浄化槽式便所を改造して水洗化(公共下水道へ接続)しようとする、障がい者世帯に対し、25万円を上限額として工事費を補助します。ただし、所得による制限があります。

対象者

(身体障害者手帳)1、2級の方がいる世帯

(療育手帳)A1、A2の方がいる世帯

(精神障害者保健福祉手帳)1、2級の方がいる世帯



お問い合わせ先

那覇市上下水道局

料金サービス課

排水設備係

(941-7810)

《電話番号の無料案内(ふれあい案内)》

内容

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの肢体不自由がある方、聴覚障がいのある方、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいのある方、知的障がいや精神障がいのある方を対象に、番号案内が無料で受けられます。ただし、ご利用の前に事前の登録が必要です。

※お持ちの障害者手帳の等級などによって制限があります。



お問い合わせ先

NTT西日本(0120-104174)FAX(0120-104134)

《 メ モ 》

8. 相談・問い合わせ

(1) 生活の相談

《 相談支援事業所による相談 》

社会福祉士、精神保健福祉士等の相談員が、障がい(身体・知的・精神・発達等)のある方の生活面における相談に対応します。那覇市では次の4か所の相談支援事業所に委託して実施しています。

※来所相談の際には、事前にご連絡ください。

《 委託先 》

相談支援事業所名(運営団体)	連絡先	住所
相談支援事業所 ひかり (社会医療法人 葦の会)	TEL:886-6688 FAX:885-2160	那覇市首里石嶺町1-151-5
地域生活支援センター Enjoy (社会福祉法人 若竹福祉会)	TEL:877-0552 FAX:877-0553	浦添市前田1004-9
さぽーとせんたーい (NPO法人 わくわくの会)	TEL:987-1167 FAX:987-1166	那覇市三原2-6-1 2階
障がい者相談支援センターすこやか (一般社団法人 那覇市身体障害者福祉協会)	TEL:884-3872 (FAX兼用)	那覇市古島2-14-4 (那覇市障がい者福祉センター内)

※次の地域活動支援センターⅠ型(p39)においても、上記相談支援事業所と同様の相談支援を行っています。

那覇市地域生活支援センター グッドモーニング (一般社団法人 セレニティパークジャパン 沖縄)	TEL:836-0878 FAX:836-2828	那覇市長田1-24-27 長田第二メディカルビル
---	------------------------------	-----------------------------

(2) 当事者(ピア)による相談

《ピアサポーターによる相談》

障がいのある仲間(ピアサポーター)が、同じように悩んだ経験から、問題を解決できるよう電話相談、来所相談を行っております。那覇市社会福祉協議会に委託し、実施しております。

開催場所・・・那覇市社会福祉協議会(那覇市金城3-5-4)

開催日・・・障がい福祉課ホームページよりご確認ください。



お問い合わせ先

那覇市社会福祉協議会(857-7766)

《聴覚障がい者相談員による相談》

聴覚障がい者ご本人またはそのご家族の生活、雇用、家庭における悩みについて、同じ聴覚障がい者である相談員が相談をお受けいたします。

●相談日・・・月・火・水・木・金 ●時間・・・10時～12時、13時～17時

●場所・・・那覇市役所障がい福祉課窓口(3階 36番窓口)



お問い合わせ先

障がい福祉課 企画・庶務グループ

聴覚障がい者相談員専用FAX (861-4079)

(3) 権利擁護に関する相談

《障がい者虐待相談》

障がい者への虐待(①養護者、②障害者福祉施設従事者等、③使用者)にかかる通報や届け出、支援などの相談は、那覇市障がい者虐待防止センターまでお寄せください。

※通報や届け出をした方の情報は守られます。虐待の通報をした方や届け出をした方を特定する情報は慎重に取り扱われ、市職員には守秘義務が課せられています。匿名による通報でも受け付けます。



お問い合わせ先

那覇市障がい者虐待防止センター(障がい福祉課内)(862-3275)

《障がい者差別相談》

障がいを理由とする差別に関するご相談をお受けいたします。障がいのある方ご本人、ご家族、支援者等どんなからの相談でも構いません。

※障がいを理由とする差別には「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があり、次のようなことをいいます。

「不当な差別的取扱い」：障がいがあるということで、サービスなどの提供の拒否や制限をしたり、

また、障がいのない方にはつけないような条件をつけたりすることです。

「合理的配慮の不提供」：障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、

その原因となるものを取り除く合理的な配慮をしないことです。



お問い合わせ先

市の事務事業による差別・・・ 所管課

市の事務事業以外による差別・・・ 障がい福祉課 相談グループ (862-3275)

《成年後見制度について》

成年後見制度とは、知的障がいや精神障がいなどで判断能力が不十分な方の財産の管理、契約の代理や取り消し、福祉サービスの利用契約などを後見人等が行うことにより、障がいがある方の日常生活を法的に支援する仕組みです。

成年後見制度を利用するためには、管轄の家庭裁判所への申し立てが必要です。申し立ては、本人や配偶者、4親等内の親族などが行います。

障がい福祉課では制度に関するパンフレットの配布や、申し立てを行う身寄りがいない方の相談などを受け付けています。

 お問い合わせ先

那覇家庭裁判所 後見センター (855-1280)
障がい福祉課 相談グループ (862-3275)

(4) こころの健康に関する相談

不眠、気分の落ち込み、神経過敏、こころの病気、お酒の問題、ひきこもりなど様々な「こころの健康」に関する相談を行っています。

精神保健福祉相談員による相談(電話・来所)

月～金曜日(土・日・祝日を除く) 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

その他、精神保健福祉に関する講演会、断酒会、その他の自助グループなどの案内も 行っています。

まずは、ご相談ください。

 お問い合わせ先

那覇市保健所 地域保健課 精神保健グループ(853-7973)

(5) 発達障がい児(者)に関する相談

「那覇市発達障がい者サポート事業」として NPO法人わくわくの会へ委託し、以下の支援を行っています。

発達障がいや発達の気になる方(児・者)の困り事:「どうかかわっていいかわからない」「学校や仕事に行けない、仕事が 続かない」「ひととうまくつきあえない」「家から出ることが 難しい」などの相談を受け、利用者一人ひとりのニーズに合わせた支援を一緒に考え進めていきます。

●支援内容

*ご本人およびその家族・支援者等に対する相談支援

*家族や支援者へのトレーニングの企画運営(ペアレント・トレーニング、ティーチャーズトレーニング等)

*思春期以降の方に対する居場所・活動・講座などを提供 *当事者会・家族会の企画運営

*関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修 *発達障がい者に対する就労準備支援 など

また、発達障がいなどの特性により日常生活の様々な場面で上手くコミュニケーションが取れない方をサポートするツールとして、那覇市では『サポートカード』を作成しています。沖縄県では、ご本人のプロフィールや支援経過等の記録を一冊にまとめ、必要な情報をつづる個別支援ファイル『新サポートノートえいぶる』を作成しています。どちらも障がい福祉課及び下記事業所にて希望者へ配布しています。

発達障がいに関する相談など、詳しい内容については下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

 お問い合わせ先

さぼーとせんたーi (987-1167) 那覇市三原2-6-1(2階)

※思春期以降は

さぼーとせんたーi から(882-4266) 那覇市首里鳥堀町4-106-4

(6) 障がい児の療育・保育・教育

《発達支援保育》

保育所(園)等において、発達に支援が必要なお子さんも共に生活する中で、社会性の成長と確立を促すことを目的として、認可保育園・認定こども園でも園で実施しています。

対象児童は、保育所等の入所基準を満たし、保育所(園)・認定こども園等での集団保育になじむ、おおむね1歳以上の障がいをもつ児童で、下記のお子様が対象です。

- * 医師による診断書または意見書(障がいの診断名が記載され、障がいの状況がわかる書類)がある児童
- または療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当、障がい児通所受給者証等を取得している児童

 お問い合わせ先 本庁3階 49番窓口 こどもみらい課 入所・給付グループ (861-6903)

《障がい児の教育》

小中学校において障がいのある児童生徒の教育についてご相談したい場合は、お子様の学級担任または各学校におります特別支援教育コーディネーターにご相談ください。その上で、個別の教育の場(特別支援学校・特別支援学級・通級による指導)を希望される場合は、各学校を通して「那覇市就学支援委員会」(那覇市教育委員会)へ申請ください。「那覇市就学支援委員会」では、児童生徒一人ひとりの状態や発達段階、特性などを確認し、その個性や能力が発揮できる教育の場について専門家の先生方で検討いたします。

 お問い合わせ先 本庁11階 那覇市教育委員会 学校教育課(917-3506)

また、その他に「特別支援教育就学奨励費」等もあります。

 お問い合わせ先 本庁11階 那覇市教育委員会 学務課(917-3505)

《那覇市こども発達支援センター》

就学前の発達に支援を必要とする児童および保護者に対して支援を行う施設です。事業としては、発達に関する相談、訓練、障害児通所支援事業および地域支援を行っています。

- * 相談、訓練事業・・・相談員による面談のあと、嘱託医師・心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士などの専門のスタッフが相談・訓練等を行います。

- * 障害児通所支援・・・児童発達支援(親子通園)や保育所等訪問支援があります。

事業を利用するには児童通所支援受給者証が必要になります。

- * 地域支援・・・・・・発達支援巡回相談や施設支援巡回相談などがあります。専門職が施設を訪問し専門的支援等を行います。

 お問い合わせ先 那覇市こども発達支援センター(858-5206)

住所 那覇市鏡原 町10番40号

(7) 就職・就労に関する相談

《ジョブサポーター派遣等事業》

障がいのある方の就職支援及びすでに就労している方や事業所の相談に応じてジョブサポーター(ボランティア)を派遣し、利用者のサポートを行います。

 お問い合わせ先 那覇市身体障害者福祉協会 ジョブサポーター派遣等事業事務局
TEL(080-2704-4423)(080-2721-9875) FAX(833-7785)
事務局住所 那覇市寄宮3-10-1 JA おきなわ真和志支店2階

《就業・生活支援センター》

就業支援や生活支援を必要とする障がいのある方に対して、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、障がいのある方の就業と、それに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障がいのある方の職業生活における自立を図るために必要な支援を行います。社会福祉法人等の中から県知事が指定するもので、沖縄県内に6か所に設置され、那覇市の相談先は次の2か所のいずれかになります。

 お問い合わせ先 (小禄地区以外にお住まいの方) かるにあ 障がい者就業・生活支援センター
TEL(871-3456) 住所 浦添市前田1004-9(2階)
(小禄地区にお住まいの方)ブリッジ 障害者就業・生活支援センター
TEL(996-2805) 住所 糸満市阿波根1556-1 豊ビル(2階)

《沖縄障害者職業センター》

就職、職場定着、職場復帰に向けた相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等、個々の障害状況に応じた継続的な支援を行っています。

●職業相談・職業評価 ●職業準備支援 ●職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援 ●リワーク支援

 お問い合わせ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄障害者職業センター
TEL(861-1254) FAX(861-1116)
住所 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎5階

《ハローワーク那覇》

障がい者の求職登録を行い、求人情報の提供、具体的な就職活動の方法等、職業相談や職業指導、職業紹介を行います。専門的な支援が必要な方には、沖縄障害者職業センターをご案内します。

 お問い合わせ先 那覇公共職業安定所(ハローワーク 那覇)
TEL(866-8609 専門援助部門44#) FAX(864-5844)
住所 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎3階⑥番窓口

(8)就労や生活上の困りごと・経済面に関する相談

《就職・生活支援》

障がいの有無にかかわらず、生活にお困りごとを抱えた方の自立を支援するため、生活困窮者自立支援制度によりご相談者を包括的・継続的に支援します。

制度の対象となる方は、那覇市内に居住し、失業や休職等により経済的な問題で生活に困っている方、ひきこもり状態など仕事をしていない期間が長く働くことに不安を抱えている方、家族のことで悩んでいる方、生活や就職の問題を抱えている方など、どなたでも相談ください。年齢制限はありません。生活保護を受給している方は対象外となります。

(受付時間)月～金(祝日・慰霊の日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後4時



お問い合わせ先

那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター(917-5348)

(住所) 那覇市泉崎1-20-1 6階(グッジョブセンターおきなわ内)

《生活保護》

生活保護とは、給与や年金、手当などの世帯の収入が国で定めた最低生活費を下回る場合で、世帯員の資産や能力、あらゆる制度を活用してもなお生活を維持できないときに、日本国憲法第25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための必要な保護を行い、自立した生活を送れるよう支援する制度です。

生活保護の申請は国民の権利ですので、ためらわずにご相談ください。

(受付時間)月～金(祝日・慰霊の日・年末年始を除く)午前9時～11時半、午後1時～午後4時半



お問い合わせ先

本庁2階 25番窓口 那覇市福祉事務所(保護管理課 福祉相談グループ)

直通(862-0515)

《 メ モ 》

(9) 住まいの相談

《居住サポート事業》

障がいのある方が、「保証人がいない」「希望する借家が見つからない」「入居後の生活が不安」などの理由でアパートなど民間住宅を探すのに困っている場合に、委託事業者が、物件紹介、家賃保証、24時間電話相談サービスを提供し、入居や居住継続を支援する事業です。

《対象者》*以下のすべてに該当する方、またはその方のいる世帯

- ・65歳未満で障害者手帳をお持ちか、同等の障がいのある方
- ・那覇市に住所を有する方
- ・家賃、入居費用を負担できる見込みのある方
- ・緊急連絡先を確保できる方

居住サポート事業の流れ

※利用希望の方は、次のいずれかの事業所まで事前にご連絡ください。



(10) 沖縄県の実施する相談事業

《障害児等療育支援事業》

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児、発達障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図り、在宅の障がい児等の福祉の向上を図ることを目的として、沖縄県が事業所への委託により行っている事業です。

●事業内容

①在宅支援訪問療育等指導事業 ②在宅支援外来療育等指導事業 ③施設支援指導事業

※詳しい内容については、沖縄県のホームページをご確認ください。各事業について、個別の実施内容や利用に関することは委託先の事業所へお問い合わせください。

お問い合わせ先

沖縄県生活福祉部障害福祉課(866-2190)

《更生相談所（身体・知的）》

市役所の窓口で申請された補装具や更生医療に関する判定、身体障害者手帳の認定・交付（那覇市の方を除く）、療育手帳の判定・交付を行っています。



お問い合わせ先

沖縄県身体障害者更生相談所(886-2115)

《児童相談所》

18歳未満の子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どものニーズ、子どもの置かれた環境等を把握し、子どもや家庭に適切な助言等の援助を行っています。



お問い合わせ先

沖縄県中央児童相談所(TEL:886-2900)(FAX:886-6531)

《障害者110番》

障がい者自身またはその家族、友人や知人等からの心配ごとや悩みごとに関する相談、主に障がい者の権利擁護に関わる相談に応じるとともに、関係機関との連携を図ることにより、障がい者及びその利用者の福祉の増進を図ることを目的とし、人権問題、生活支援、福祉・医療、その他の相談に専任の相談員が対応しています。

相談は電話又はFAX、メール、来所にて受け付けております。※来所の際には事前にご連絡ください



お問い合わせ先

障害者110番(沖縄県身体障害者福祉協会 沖縄県障害者社会参加推進センター)
(TEL・FAX兼用:851-3910)(メールアドレス:jimukyok14@okisin.jp)

《沖縄県発達障がい者支援センター》

沖縄県発達障がい者支援センター(通称「がじゅま〜る」)は、発達障がい児(者)への支援を総合的に行うこととあわせて、支援体制の整備を目的とした拠点機関です。

センターでは、ご本人やご家族の方に対する直接的な支援をすべて担うのではなく、より身近な地域で細やかな支援が受けられるよう、コーディネートや情報提供をしていくことが大切だと考えています。

ホームページ URL⇒ okinawa-gajyumu.jp



お問い合わせ先

沖縄県発達障がい者支援センター「がじゅま〜る」(TEL:982-2113)

9. 割引・優遇制度について

● 割引制度

(1) 税関係の減免等 《所得税》

内容

所得税の納税者自身が障がい者である場合や、納税者の同一生計又は扶養親族が障がい者である場合、障害者控除として1人当たり次の額の所得控除を受けることができます。

なお、特別障害者を扶養する場合は控除額の加算がある場合があります。

- | | | |
|----------|-------------|---|
| ・障害者控除 | …… 控除額 27万円 | (身体障害者手帳)3～6級の方
(療育手帳)B1、B2の方
(精神障害者保健福祉手帳)2～3級の方 |
| ・特別障害者控除 | …… 控除額 40万円 | (身体障害者手帳)1、2級の方
(療育手帳)A1、A2の方
(精神障害者保健福祉手帳)1級の方 |



お問い合わせ先

那覇税務署(867-3101)、北那覇税務署(877-1324)

※所得税を給与から源泉徴収されている場合は、お勤め先の担当者(給与担当)などへ

《住民税》

内容

住民税の納税者自身が障がい者である場合や、納税者の控除対象配偶者又は扶養親族が障がい者である場合、次の額の所得控除を受けることができます。

なお、特別障害者を扶養する場合は控除額の加算がある場合があります。

- | | | |
|----------|-------------|--|
| ・障害者控除 | …… 控除額 26万円 | (身体障害者手帳)3～6級の方
(療育手帳)B1、B2の方
(精神障害者保健福祉手帳)2～3級の方等 |
| ・特別障害者控除 | …… 控除額 30万円 | (身体障害者手帳)1、2級の方
(療育手帳)A1、A2の方
(精神障害者保健福祉手帳)1級の方等 |

また、納税者が障がい者の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合は、住民税が非課税になります。
(令和3年度課税以降)



お問い合わせ先

本庁3階 38番窓口 市民税課(861-3328)

《自動車税・軽自動車税の減免》

内容

障がいのある方が所有する自動車や、障がいのある方のために使用される自動車で、一定の要件を満たす場合において、自動車税・軽自動車税の全額が減免されます。

減免の対象者

(身体障害者手帳) 本人運転・介護者運転、障害部位や等級等によって異なるため、P73,74 の一覧表をご確認ください。

(療育手帳) 本人運転:A1、A2(軽自動車のみ) 介護者運転:A1、A2

(精神障害者保健福祉手帳) 本人運転:1級(軽自動車のみ) 介護者運転:1級 かつ 自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方

※減免の対象となる自動車は、障がい者の方おひとりにつき、1台です(普通自動車、軽自動車、バイク等を含む)。

生計同一証明書・常時介護証明書

自動車の所有者及び運転者が障がい者本人以外の場合、「生計同一証明書」や「常時介護証明書」の提出が必要となることがあります。税減免担当部署へ提出が必要かをご確認のうえ、証明書の発行については、那覇市障がい福祉課へお問い合わせください。

(生計同一証明書)

対象者… 障がい者本人と同一世帯の方

障がい者本人を税や健康保険で扶養に入れている方

(常時介護証明書) ※車が障がい者本人の名義でない場合は発行できません。

対象者… 障がい者本人が単身世帯

障がい者のみの世帯(世帯全員が手帳所持者 かつ 自動車税の減免等級に該当する場合)

手続きに必要なもの ※①～③のすべて、現在の住所でない場合は発行できません。

① 身体障害者手帳 または 療育手帳(A1・A2の方) または 精神障害者保健福祉手帳(1級の方)

② 車検証(本人 または 生計同一の方) ※自動車取得税の場合は、車検証は不要です。

③ 運転免許証(本人 または 生計同一・常時介護の方)

お問い合わせ先

生計同一証明書・常時介護証明書

自動車税(環境性能割・種別割)

軽自動車税(種別割)

…… 障がい福祉課 給付1グループ(862-3275)

…… 沖縄県自動車税事務所(879-1627)

…… 那覇県税事務所(867-1066)

…… 本庁3階 40番窓口 市民税課(862-9903)

《相続税・贈与税》

内容

- ・相続税の控除……相続人が障がい者である場合、一定額が相続税額から控除される場合があります。
- ・贈与税の非課税……特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったとき、一定額まで贈与税がかからない場合があります。

お問い合わせ先

那覇税務署(867-3101)、北那覇税務署(877-1324)

《個人事業税》

内容

- ・両眼の視力(屈折異常がある者については矯正視力)が0.06以下の者が行う、あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業については事業税が非課税になります。

お問い合わせ先

沖縄県総務部税務課(866-2101)

《マル優制度(障がい者等の非課税貯蓄)》

内容

郵便局、金融機関等で障害者手帳等を提示し、マル優制度の手続きをした場合は、預貯金等の元金350万円を限度として、その利子が非課税扱いとなります。

お問い合わせ先

各金融機関

(2) NHK放送受信料の免除

内容

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で下記の要件に該当する場合は、NHK放送受信料の全額免除又は半額免除が受けられます。免除の適用を受ける際は免除申請手続きが必要です。
※手帳の有効期限や再認定時期が過ぎている場合は手続きできません。

対象者

- ・全額免除……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員の市町村民税が非課税の場合
- ・半額免除……次の内容で障害者手帳をお持ちの方が世帯主で、かつ、受信契約者である場合
(身体障害者手帳)1、2級の方、視覚・聴覚障害については1～6級
(療育手帳)A1、A2の方
(精神障害者保健福祉手帳)1級の方

※手帳の返還や免除要件に該当しなくなった場合は、NHKで必要な手続きを行ってください。

手続きに必要なもの

- ・障害者手帳
- ・NHKとの契約者になっている方の認印
- ・全額免除申請希望の方は、非課税証明書が必要な場合があります。

お問い合わせ先

障がい福祉課 給付1グループ(862-3275)

(3) 高速道路通行料金の割引



内容

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、事前に割引の登録手続きをすることで、高速道路通行料金が半額になります。

※令和5年3月27日から、割引申請済の障害者手帳を料金所にて提示する場合に限り、事前に登録されていない自動車(知人の車やレンタカー等)でのご利用時にも、割引適用ができるようになりました。(利用目的や対象車に制限があります。)



対象者

・障がい者本人が運転する場合

…… 身体障害者手帳の交付を受けているすべての方

・障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合

…… 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がい(手帳に記載されている「種別」が1種)をお持ちの方



手続きに必要なもの

——《料金所にて手帳提示し、割引を受ける場合》——

① 身体障害者手帳又は療育手帳

② 車検証(※1)又は軽自動車届出済証(本人又は親族※2などの個人所有に限る)

③ 運転免許証(障がい者ご本人が運転する場合)

※ 自動車を事前登録しない場合は、②は不要です。ただしその場合は、ETC無線通行はできません。

——《ETC利用にて割引を受ける場合》——

① 身体障害者手帳又は療育手帳

② 車検証(※1)又は軽自動車届出済証(本人又は親族※2などの個人所有に限る)

③ 運転免許証(障がい者ご本人が運転する場合)

④ 障がい者ご本人名義のETCカード(18歳未満の方は、その保護者名義のETCカード)

⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書等、ETC車載器の管理番号が確認できるもの

※ETC利用割引申請の場合、オンライン申請が可能です。詳細は下記参照ください

<https://www.expressway-discount.jp/>

オンライン申請

有料道路ETC割引登録係(平日9時～17時)TEL:045-477-1233

※手帳の返還や割引要件に該当しなくなった場合は、登録削除の手続きを行ってください。



※1 「自動車検査証記録事項」をお持ちの方は、車検証と一緒に提示してください。

※2 親族とは、配偶者、直径血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。



お問い合わせ先

障がい福祉課 給付1グループ(862-3275)
西日本高速道路(株) 九州支社 保全サービス事業部料金課(092-260-6111)
(土日祝日除く 9:00～17:30)

(4) 公共交通機関の料金割引



内容

次のような各種運賃の割引制度があります。多くが手帳の提示のみで割引が受けられますが、利用する際にご不明な点があれば、各公共交通機関の窓口や係員へお尋ねください。

- ・バス …… (5割引) 本人・運行会社がその必要を認めた場合に限り、介護人ひとりまで同額の割引が適用されます。
- ・ゆいレール …… (5割引) 障害者手帳を所持されている方ひとりにつき、介護人ひとりまで同額の割引が適用されます。
- ・タクシー …… (1割引) ご利用になる前に、運転手にご確認ください。
お問い合わせ先：沖縄県ハイヤー・タクシー協会(855-1344)
- ・航空旅客 …… 本人および同一便に搭乗される介護人ひとりまでが対象です。割引は、航空会社・路線等によって異なりますので、航空会社や旅行会社へご確認ください。
※精神障害者保健福祉手帳は顔写真つきであることが必要な場合があります。
また、ご搭乗当日に手帳の有効期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。
- ・旅客船 …… (5割引) 各船会社によって利用条件等が異なります。
ご利用になる前に、各船会社にお問い合わせください。

(5) その他

《施設使用料等の割引》

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、障害者手帳を提示することで、さまざまな施設使用料・観覧料等の割引制度があります。

※ 減免内容や場所等は施設によって異なりますので、ご利用の際には事前に各施設にご確認ください。

施設名	電話番号／問い合わせ先	減免内容
那覇市役所庁舎駐車場	862-9904(総務部管財課 庁舎管理G)	市役所の窓口にて障害者手帳を提示した場合、無料券を発行(但し、本人の場合に限る。) ※ 市役所本庁舎において行政手続等で庁舎を利用するための駐車
那覇市銘苅駐車場 (なは市民協働プラザ地下駐車場、ナハメカルパーキング)	951-3212(商工農水課 産業政策G)	窓口にて障害者手帳を提示した場合、無料券を発行 ※ なは市民協働プラザ、那覇市 IT 創造館、那覇市消防局において行政手続等で施設又は庁舎を利用するための駐車
那覇市民体育館	853-6979(NPO法人那覇市体育協会)	はんがく 半額
那覇市民首里石嶺プール	835-5079(NPO法人那覇市体育協会)	はんがく 半額
漫湖公園市民庭球場	857-8783(NPO法人那覇市体育協会)	はんがく 半額
那覇市営奥武山野球場 (セルラースタジアム)	857-0889(NPO法人那覇市体育協会)	はんがく 半額 (利用する団体(構成員が本市に在住、在勤又は在学する者に限る)の構成員の半数以上が障がいのある方である場合)
那覇市営奥武山屋内野球場 (セルラーパーク)		
那覇市営奥武山トレーニング室		
識名園・玉陵	917-3501(文化財課 文化財G)	むりよう 無料 (介護者1名まで)
那覇市歴史博物館	869-5266(文化財課 歴史博物館G)	むりよう 無料

しせつめい 施設名	でんわばんごう と あ さき 電話番号／問い合わせ先	げんめんないよう 減免内容
つぽややきものはくぶつかん 壺屋焼物博物館	862-3761 ぶんかざいか つぽややきものはくぶつかん (文化財課 壺屋焼物博物館G)	むりよう 無料 かいごしゃ めい (介護者1名まで)
なはしでんとうこうげいかん 那覇市伝統工芸館	868-7866(なはしでんとうこうげいかん 那覇市伝統工芸館)	かんらんりよう はんがく 観覧料の半額
なはぶんかげいじゅつげきじょう 那覇文化芸術劇場なはと	861-7810 ぶんかしんこうか げきじょうかんり ぶたいぎじゅつ (文化振興課 劇場管理・舞台技術G)	しりょうりよう わり がく 使用料の5割の額 りよう だんたい こうせいいん ほんし (利用する団体の構成員(本市 じゅうしよまた きよしよ ゆう に住所又は居所を有する)の はんすういじょう しょう かつ 半数以上が障がいのある方 である場合) ※大劇場、小劇場の利用を除く
な は し 那覇市ぶんかテンプス館	951-3212(しょうこうのうすいか しょうこうしんこう 商工農水課 商工振興G)	じょうせつげいのうかんらんりよう はんがく 常設芸能観覧料の半額
なはしりつしょうがっこうたいいくかん 那覇市立小学校体育館 めかるしょう のぞ しせつ (銘苺小を除く35施設)	917-3504(しみん か 市民スポーツ課)	はんがく 半額 りよう だんたい こうせいいん (利用する団体の構成員の はんすういじょう しょう かつ 半数以上が障がいのある方 である場合)
なはしりつちゅうがっこうたいいくかん 那覇市立中学校体育館 しせつ (17施設)	917-3504(しみん か 市民スポーツ課)	はんがく 半額 りよう だんたい こうせいいん (利用する団体の構成員の はんすういじょう しょう かつ 半数以上が障がいのある方 である場合)
なはしりつちゅうがっこうぶどうじょう 那覇市立中学校武道場 しせつ (7施設)	917-3504(しみん か 市民スポーツ課)	はんがく 半額 りよう だんたい こうせいいん (利用する団体の構成員の はんすういじょう しょう かつ 半数以上が障がいのある方 である場合)
なはしりつちゅうがっこうりゅうどうじょう 那覇市立中学校運動場 しせつ (8施設) ※改築や修繕等により変動あり	917-3504(しみん か 市民スポーツ課)	はんがく 半額 りよう だんたい こうせいいん (利用する団体の構成員の はんすういじょう しょう かつ 半数以上が障がいのある方 である場合)
な は しりよくか 那覇市緑化センター	862-1947(な は しりよくか 那覇市緑化センター)	はんがく 半額
な は し ゆうりようこうえんしせつ 那覇市有料公園施設 わかさこうえん ・若狭公園(テニスコート) まんこうえん たもくてきひろば ・漫湖公園(テニスコート／多目的広場) しんとしんこうえん たもくてきひろば ・新都心公園(テニスコート／多目的広場) まつやまこうえん ・松山公園(テニスコート) おおいしこうえん ・大石公園(テニスコート) ちゅうおうこうえん ・中央公園(テニスコート) まかびちゅうおうこうえん たもくてきひろば ・真嘉比中央公園(多目的広場)	951-3239(こうえんかんりか りよう 公園管理課 利用G)	むりようまた はんがく 無料又は半額 しょう しせつ むりようまた (使用する施設により無料又は半額)

しせつめい 施設名		でんわばんごう と あ さき 電話番号／問い合わせ先	げんめんないよう 減免内容
な は し ちゅうおうこうみんかん 那覇市中央公民館		ちゅうおうこうみんかん 917-3442(中央公民館)	しょうりょう はんがく 使用料の半額 (利用する団体の構成員の はんすういじょう しょう かつ 半数以上が障がいのある方 である場合) ※冷房料を除く
な は し おろくみなみこうみんかん 那覇市小禄南公民館		おろくみなみこうみんかん 917-3444(小禄南公民館)	
な は し しゅりこうみんかん 那覇市首里公民館		しゅりこうみんかん 917-3445(首里公民館)	
な は し わかさこうみんかん 那覇市若狭公民館		わかさこうみんかん 917-3446(若狭公民館)	
な は し いしみねこうみんかん 那覇市石嶺公民館		いしみねこうみんかん 917-3447(石嶺公民館)	
な は し はんたがわこうみんかん 那覇市繁多川公民館		はんたがわこうみんかん 917-3448(繁多川公民館)	
な は し まきしえきまえ こうみんかん 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館		まきしえきまえ こうみんかん 917-3443(牧志駅前ほしぞら公民館)	しょうりょう いちぶ めんじょ 使用料の一部を免除 (利用する団体の構成員の はんすういじょう しょう かつ 半数以上が障がいのある方 である場合) ※冷房料を除く
な は し じんざいいくせいしえん 那覇市人材育成支援センター まーいまーい Naha		917-3314 しょうがいぐくしゅうか じんざいいくせいしえん (生涯学習課 人材育成支援センターG)	
な は し もり いえ 那覇市森の家みんな		しょうがいぐくしゅうか せいしょうねんいくせいしつ 917-3509(生涯学習課 青少年育成室)	
おきなわちゅ うみすいぞくかん 沖縄美ら海水族館		0980-48-3748 ちゅ うみすいぞくかんじぎょう (美ら海水族館事業チーム)	わりよう 無料 (かいごしゃ めい (介護者1名まで))
かいようはくこうえん 海洋博公園		0980-48-2741 かいようはくこうえん かんり (海洋博公園管理センター)	わりよう 無料 (かいごしゃ めい (介護者1名まで))
でいーえむえむ すいぞくかん DMMかりゆし水族館		くわ こうしき さんしょう 詳しくは公式ホームページ参照	はんがく 半額 (かいごしゃ めい (介護者1名まで))
しゅりじょうこうえん 首里城公園		886-2020(しゅりじょうこうえん かんり 首里城公園管理センター)	わりよう 無料 (かいごしゃ めい (介護者1名まで))
な は くらう こう ちゅうしゃじょう 那覇空港ターミナル駐車場		858-7626 くらう こう ちゅうしゃじょう かんりじむしょ (空港ターミナル駐車場管理事務所)	はんがく 半額
映 画 館	シネマ Q	951-0011	おと な えん ようじ えん 大人1,000円・幼児800円 (かいごしゃ めい (介護者1名まで)) ※3D作品は200円追加 ※一部割引対象外あり
	シネマパレット	869-4688	
	ミハマ 7 プレックス	936-7600	
	サザンプレックス	835-6600	
	シネマライカム	923-5931	
	ユ ナ イ テ ッ ド ・ シ ネ マ ぱ る こ し て い - う ら そ え PARUCO CITY 浦添	0570-783-018	ほんにん えん 本人1,000円 (かいごしゃ めい (介護者1名まで)) ※一部割引対象外あり
	さくらざかげきじょう 桜坂劇場	860-9555	

《携帯電話料金の割引》

内容

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方は、携帯電話の基本使用料や各種サービスの割引が受けられる場合があります。詳細につきましては、各携帯電話販売店へお問い合わせください。

お問い合わせ先

各携帯電話販売店

●優遇制度

公営住宅への優先入居

内容

市営住宅や県営住宅においては、優先・優遇申込等があります。申込方法は下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ先

市営住宅……本庁8階 市営住宅課(951-3242)
県営住宅……沖縄県住宅供給公社入居係(917-2206)

《福祉定期預金》

内容

障害年金や特別障害者手当等の受給者に対して、利息が通常より優遇される定期預金があります。詳細につきましては、各金融機関へお問い合わせください。

お問い合わせ先

金融機関(郵便局や銀行など)

《通常はがきの無料配布》

内容

通常はがき(青い鳥郵便はがき)を無料で配布しています。詳細につきましては、各郵便局へお問い合わせください。

- 対象者：身体障害者手帳1,2級 療育手帳A1,A2
- 内容：通常はがき 20枚
- 受付期間：毎年4月1日～5月31日まで

お問い合わせ先

各郵便局(簡易郵便局を除く)

10. イベント・マーク

(1) イベント

《那覇市障がい者運動会》



内容

障がい者や、その家族の健康増進と交流の輪を広げることを目的に開催されます。

- 開催月……9月～11月
- 場所……開南小学校(予定)
- 参加資格……那覇市在住の障がい者(身体・知的・精神)とその家族。



お問い合わせ先

障がい福祉課 企画・庶務グループ
委託先 (一社)那覇市身体障害者福祉協会
TEL(885-9444) FAX(885-0420)



《那覇市障がい者美術展》



内容

作品発表を通して、障がい者の生きがい作りと、社会の障がい者に対する理解と認識を深めることを目的に、開催されます。

- 開催月……3月
- 作品応募期間……12月～1月末
- 場所……沖縄県立博物館・美術館 1階県民ギャラリー(予定)
- 参加資格……那覇市在住の障がい者(児)



お問い合わせ先

障がい福祉課 企画・庶務グループ
委託先 (一社)那覇市身体障害者福祉協会
TEL(885-9444) FAX(885-0420)



《沖縄県身体障がい者スポーツ大会》

内容

県内の身体障がい者等が、スポーツを通して体力の維持・増強・機能回復を図り、更には自らの新たなる可能性を発見する契機を創るとともに、県民の身体障がい者に対する正しい認識を深め、身体障がい者の社会参加の促進を目的に開催されます。

- 開催月……8～10月
- 場所……県内各所(競技別)
- 参加資格……13歳以上の身体障がい者など

お問い合わせ先

(主催) 沖縄県・市町村・(社福)沖縄県身体障害者福祉協会
(大会に関するお問い合わせ) (社福)沖縄県身体障害者福祉協会
(那覇市選手派遣等について) 障がい福祉課 企画・庶務グループ
(委託先) (一社)那覇市身体障害者福祉協会
TEL(885-9444) FAX(885-0420)

《育成会文化祭り》

内容

様々な文化活動や芸術活動に取り組んでいる障がい者の成果を発表する機会を設け、社会参加と相互交流を図ることを目的に開催されます。(舞台発表、作品展示、展示販売)

- 開催月……9月予定

お問い合わせ先

公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会
TEL(882-5727)FAX(882-5720)

《沖縄県ゆうあいスポーツ大会》

内容

県内の知的障がい者が、スポーツを通して体力の増進や相互の交流を深め、知的障がい者の自立と社会参加の促進を目的に開催されます。

- 開催月……10月～12月にかけて
- 参加資格……13歳以上の知的障がい者

お問い合わせ先

公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会
TEL(882-5727) FAX(882-5720)

《障害者週間》



内容

毎年12月3日から 9日は「障害者週間」です。「障害者週間」は障がい者の福祉について、関心・理解を深めることや、障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法により設けられています。

この期間に合わせて、障がい者の福祉への理解促進に関する情報コーナーの設置等を行います。詳しくは、那覇市公式ホームページ等においてお知らせします。



お問い合わせ先

障がい福祉課 相談グループ TEL(862-3275)

《世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間》



内容

毎年4月2日は国連の定めた「世界自閉症啓発デー」です。これに合わせて、日本では4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」としており、全国各地で自閉症や発達障がいについての理解促進を目的とした様々な啓発活動が行われます。

この期間に合わせて、発達障がいに関する情報コーナーの設置等を行います。詳しくは、那覇市公式ホームページ等においてお知らせします。



お問い合わせ先

障がい福祉課 相談グループ TEL(862-3275)

《精神保健福祉普及月間》



内容

沖縄県では、毎年11月(11月1日～11月30日まで)を精神保健福祉普及月間とし、精神保健福祉活動について理解を深めてもらうことを目的に実施しています。

- 開催月……11月(11月1日～11月30日まで)
- 対象者……精神障がい者及び家族、精神保健福祉医療等の関係者、一般市民
- 実施内容……特別公演会、公開座談会、こころの芸術・文化フェスティバル

(特別公演、公開座談会)

＊内容:精神障がいに関する正しい理解を中心に、現代かかえる社会問題を演題・テーマとして、公演や座談会を開催。

＊主催:沖縄県、沖縄県精神保健福祉協会



お問い合わせ先

(一財)沖縄県精神保健福祉協会
TEL/FAX(888-1396) FAX(851-3330)

(2) 障がい者に関するマーク

《障がい者のための国際シンボルマーク》



障がいのある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

このマークは「すべての障がい者を対象」としたものであり、特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用下さい。

日本障害者リハビリテーション協会、車用品を取り扱うカーショップやホームセンター等(店舗により取り扱いしていないところもあります)で購入が可能です。



お問い合わせ先 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
TEL(03-5273-0601)FAX(03-5273-1523)

《身体障害者標識(身体障害者マーク)》



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

車用品を取り扱うカーショップやホームセンター等(店舗により取り扱いしていないところもあります)で購入が可能です。



お問い合わせ先 警察庁交通局 交通企画課
TEL(03-3581-0141(代表))

《聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)》



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

車用品を取り扱うカーショップやホームセンター等(店舗により取り扱いしていないところもあります)で購入が可能です。



お問い合わせ先 警察庁交通局 交通企画課
TEL(03-3581-0141(代表))

もうじん こくさい
《盲人のための国際シンボルマーク》



世界盲人会連合で制定された、盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。



お問い合わせ先

社会福祉法人 日本盲人福祉委員会
TEL(03-5291-7885)

みみ
《耳マーク》



聞こえが不自由なことを表すと同時に聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いします。



お問い合わせ先

一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
TEL(03-3225-5600)FAX(03-3354-0046)

《ヒアリングループマーク》



「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。

このマークを施設・機器に提示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。



お問い合わせ先

一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
TEL(03-3225-5600)FAX(03-3354-0046)

けん
《ほじょ犬マーク》



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。

「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある方が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別にあたります。

補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的に声がけをお願いします。



お問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室
TEL(03-5253-1111代)FAX(03-3503-1237)

《オストメイト用設備/オストメイト》

	人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある方(オストメイト)のための設備があることを表すマークです。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある方であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。  お問い合わせ先 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 TEL(03-5844-6291)FAX(03-5844-6294) 公益社団法人日本オストミー協会 TEL(03-5670-7681)FAX(03-5670-7682)
---	---

《ハート・プラス マーク》

	身体内部に障がいがある人を表すマークです。 身体内部(心臓、呼吸器、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は、外見からは分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。 このマークを着用している方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご協力をお願いします。  お問い合わせ先 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL(080-4824-9928) E-mail:info@heartplus.org
---	--

11. 福祉関係機関・団体連絡先

(1) 行政機関

名称	連絡先	住所
那覇市障がい福祉課	(TEL)862-3275 (FAX)862-0621	那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所3階東側 36番窓口
那覇市保健所地域保健課	(TEL)853-7962	那覇市与儀1-3-21
沖縄県障害福祉課	(TEL)866-2190 (FAX)866-6916	那覇市泉崎1-2-2 行政棟3階 (北側)
沖縄県南部福祉事務所	(TEL)889-6370 (FAX)889-6366	南風原町字宮平212
沖縄県南部保健所	(TEL)889-6351 (FAX)888-1348	南風原町字宮平212
沖縄県中央児童相談所	(TEL)886-2900 (FAX)886-6531	那覇市首里石嶺町4-404-2
沖縄県身体・知的障害者更生相談所	(TEL)886-2241 (FAX)886-7990	那覇市首里石嶺町4-385-1
沖縄県総合精神保健福祉センター	(TEL代表)888-1443 (FAX)888-1710	南風原町字宮平212-3

(2) 社会福祉協議会

名称	連絡先	住所
沖縄県社会福祉協議会	(TEL代表)887-2000 (FAX)887-2024	那覇市首里石嶺町4丁目373-1 沖縄県総合福祉センター内
那覇市社会福祉協議会	(TEL)857-7766 (FAX)857-6052	那覇市金城3-5-4 那覇市総合福祉センター内2階

(3) 身体障害者団体

名称	連絡先	住所
沖縄県身体障害者福祉協会	(TEL)851-3455 (FAX)851-3855	八重瀬町字仲座1038-1
那覇市身体障害者福祉協会	(TEL)885-9444 (FAX)885-0420	那覇市古島2-14-4
沖縄県視覚障害者福祉協会 おきなわてんじとしょかん 沖縄点字図書館	(TEL)863-2997 (FAX)863-2555 (TEL)866-0222 (FAX)866-0292	那覇市松尾2-15-29
沖縄県聴覚障害者協会	(TEL)886-8355 (FAX)882-5911	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内(西棟3階)
日本オストミー協会沖縄県支部	090-2510-9695	糸満市兼城94
沖縄県脊髄損傷者協会	(TEL)961-6715 (FAX)961-6716	浦添市内間5-4-3 ハウジングシーサー101号 障がい者ITサポートおきなわ内
沖縄県聴覚障害児を持つ親の会	okinawa- oyanokai@hotmail.com	おきなわしひやね 沖縄市比屋根4-17-19 2階
全国心臓病の子どもを守る会 沖縄県支部 (水・土 14:00~18:00)	(TEL)887-1410	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内 (西棟323)
沖縄県腎臓病協議会 (10:00~15:00)	(TEL)887-0201	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内(西棟2階)
沖縄肢体不自由児協会	(TEL)832-5796 (FAX)835-1291	那覇市寄宮2-3-1
沖縄県友声会	(TEL)933-3088 (FAX)933-3103	沖縄市高原6-7-10

(4) 知的障害者団体

名称	連絡先	住所
那覇市手をつなぐ育成会 (月・水・金 10:30~15:30)	(TEL/FAX兼用) 859-3727	那覇市金城3-5-4 那覇市総合福祉センター2階
沖縄県手をつなぐ育成会	(TEL)882-5727 (FAX)882-5720	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内(西棟3階)

(5) 精神障害者団体

名称	連絡先	住所
沖縄県精神保健福祉会連合会	(TEL)889-4011 (FAX)888-5655	南風原町宮平206-1

(6) 難病患者団体等

名称	連絡先	住所
全国パーキンソン病友の会沖縄県支部	(TEL)098-963-6660 (FAX)098-988-9421	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター小規模団体 室内
全国筋無力症友の会 沖縄支部	090-7479-8841	
沖縄県網膜色素変性症協会	080-1723-8871	
日本ALS（筋萎縮性側索硬化症）協会 沖縄県支部	(TEL)090-3418-7982	
もやの会 沖縄県ブロック (もやもや病・ウィリス動脈輪閉塞症)	(携帯)080-2719-4650	
沖縄クローン病・潰瘍性大腸炎友の会	090-8413-2621 070-5819-4876	
全国膠原病友の会 沖縄県支部	(TEL)090-1944-2441 Email: Kougen.okinawa@gmail.com	
日本筋ジストロフィー協会沖縄県支部	090-3794-6872	
脊髄小脳変性症／多系統萎縮症 那覇・南部患者の会	090-5937-5292	
MS友の会 (多発性硬化症・視神経脊髄炎)	090-8290-3569	
沖縄サルコイドーシス友の会	090-6856-9274	
OPLL(後縦・黄色靱帯骨化症) 友の会	080-4119-1241 (TEL)090-7989-0565	
沖縄県難病相談支援センター (アンビシャス)	(TEL)098-951-0567 (FAX)098-951-0565 Email: Soudan@ambitious.or.jp	那覇市牧志3-24-29 グレイスハイム喜納2 1階

《 × 毛 》

	援護の種類	身体障害者手帳					
		視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由		
					上肢	下肢	
障がい福祉課での手続き・相談	障がい者医療費等助成	総合等級1～2級					
	心身障害者扶養共済	総合等級1～3級					
	特別障害者手当	担当と要相談					
	障害児福祉手当						
	補装具費の給付						
	日常生活用具の給付						
	自動車運転免許取得費の助成	○	○	○	○	○	
	自動車改造費の助成				1～2級	1～2級	
	高速道路通行料金の割引	○	○	○	○	○	
	タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	
	バス・モノレール・JR・航空・船	○	○	○	○	○	
	沖縄県ちゅうらパーキング利用証 (右記等級かつ歩行困難な方)	1～4級	(聴)× (平)3、5級		1～2級	1～6級	
	NHK放送	全額	市町村民税非課税世帯				
受信料の免除	半額	○	○		1～2級	1～2級	
各担当窓口での手続き・相談	所得税(所得控除)	○	○	○	○	○	
	住民税(所得控除)	○	○	○	○	○	
	自動車税、軽自動車税種別割減免	本人運転	1～4級	聴2～3級 平3級	3級 (音声のみ)	1～2級	1～6級
		生計同一者又は 常時介護者の運転	1～4級	聴2～3級 平3級	3級 (音声のみかつ自動車税のみ)	1～2級	1～3級(軽自動車) 1～6 級(自動車)
	障害基礎年金	国民年金に加入されている方は市民課年金グループ(1階11番窓口)で					
	特別児童扶養手当	子育て応援課(3階46 番窓口)でご相談ください。					
	児童扶養手当						
	母子及び父子家庭等医療費助成	子育て応援課(3階47番窓口)でご相談ください。					
	後期高齢者医療の早期加入	1～3級	1～3級	1～4級	1～3級	1～4級(4級は 枝番確認)	
	生活福祉資金貸付	那覇市社会福祉協議会でご相談ください。					
	県営住宅への優先世帯申請	総合等級1～4級					
	市営住宅への優先世帯申請	○	○	○	○	○	
	駐車禁止除外指定車標章	1～4級(4級は枝 番確認)	聴2～3級 平3級		1～2級(2級は 枝番確認)	1～4級	
	NTTの無料番号案内	○	(聴)2～4、6 級 (平)×	3～4 級	1～2級		
	携帯電話利用の割引	各携帯電話販売店でご相談ください。					

※担当窓口にて手続きを行わないと、適用とならないものが多数ございます。ご注意ください。

※「○」と表記されているものは、等級の制限がありません。

身体障害者手帳				療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	しおりの ページ
肢体不自由			内部			
体幹	脳原性					
	上肢	移動				
総合等級1～2級				A1、A2 と B1 の一部		28
総合等級1～3級				○	担当と要相談	37
担当と要相談					担当と要相談	36
					担当と要相談	36
						22
					担当と要相談	24
○	○	○	○	○	○	40
1～2級						40
○	○	○	○	A1、A2		57
○	○	○	○	○	○	58
○	○	○	○	○	○	58
1～3、5級	1～2級	1～6級	1～4級	A1、A2	1 級	42
市町村民税非課税世帯						56
1～2級	1～2級	1～2級	1～2級	A1、A2	1級	
○	○	○	○	(障害者)B1、B2 (特別障害者)A1、A2	(障害者)2、3 級 (特別障害者)1 級	54
○	○	○	○	(障害者)B1、B2 (特別障害者)A1、A2	(障害者)2、3 級 (特別障害者)1 級	54
1～3、5級	1～2級	1～6 級	1～3級	A1、A2 (軽自動車税のみ)	1級 (軽自動車税のみ)	55
1～3級(軽自動車) 1～3、5 級(自動車)	1～2級	1～3級(軽自動車) 1～6 級(自動車)	1～3級	A1、A2	1級	
厚生年金に加入されている方は那覇年金事務所(855－1111)又は職場の厚生係へご相談ください。						
子育て応援課(3階46 番窓口)でご相談ください。						37
						37
子育て応援課(3階47番窓口)でご相談ください。						33
1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	A1～A2	1～2級	33
那覇市社会福祉協議会でご相談ください。						38
総合等級1～4級				A1、A2、B1	1～2級	62
○	○	○	○	○	○	62
1～3級	1～2級(2級は要 確認)	1～2級	1～3級	A1～A2	1級	42
1～2級	1～2級	1～2級		○	○	45
各携帯電話販売店でご相談ください。						62

しょう ふくし 障がい福祉のしおり

はっこうねんがつ
発行年月

れいわ ねん がつ
令和7年4月

へんしゅう はっこう
編集・発行

な は し しょう ふくし か
那覇市 障がい福祉課

な は し いずみさき ちようめ ばん ごう
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

ほんちようしゃ かいひがし ばんまどぐち
本庁舎 3階東 36番窓口

まどぐちうけつけじ かん
《窓口受付時間》8:30～11:30 13:00～16:45

たいへん こ あ ばあい じかん よゆう
※大変込み合う場合がありますので、時間に余裕をもって
お越しください。

【TEL】098-862-3275

【FAX】098-862-0621

【メールアドレス】h-huku001@city.naha.lg.jp

【ホームページ】

<https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/syougai/index.html>

こちらの QR コードは、

しこうしき ない しょう しゃふくし
市公式ホームページ内「障がい者福祉」にとびます。

